

第 四 部 社 會 事 業

<p>第一篇 社會事業行政……………六五七</p> <p>第一章 社會事業行政一般……………六五七</p> <p>第一節 社會事業行政機關管掌事務……………六五七</p> <p>第二節 社會事業行政費並公的施設費……………六五八</p> <p>第二章 私設社會事業……………六五九</p> <p>第一節 私設社會事業統制……………六五九</p> <p>第二節 私設社會事業の經費……………六五九</p> <p>第三節 私設社會事業の獎勵助成……………六六〇</p> <p>第二篇 社會事業施設……………六六一</p> <p>第一章 救護事業……………六六一</p> <p>第一節 救護法による救護事業……………六六一</p> <p>第二節 特殊救護事業……………六六三</p> <p>第三節 方面委員……………六六四</p> <p>第二章 失業保護事業……………六六六</p> <p>第一節 職業紹介事業……………六六六</p> <p>第二節 失業救濟事業……………六六七</p> <p>第三節 失業共濟事業……………六七一</p> <p>第四節 その他の保護事業……………六七二</p> <p>第三章 經濟的保護事業……………六七三</p> <p>第一節 住宅……………六七三</p> <p>第二節 公益質屋……………六七三</p> <p>第三節 公益市場……………六七四</p> <p>第四節 公設食堂……………六七五</p>	<p>第四章 醫療保護事業……………六七五</p> <p>第一節 無產者診療……………六七五</p> <p>第二節 施療病院及診療所……………六七八</p> <p>第三節 特殊施療施設……………六七八</p> <p>第四節 其他の醫療事業……………六八〇</p> <p>第三篇 兒童保護事業……………六八一</p> <p>第一章 妊産婦並乳幼兒保護……………六八一</p> <p>第一節 妊産婦並乳幼兒保護施設……………六八一</p> <p>第二節 乳幼兒保護運動……………六八二</p> <p>第二章 貧兒保護事業……………六八三</p> <p>第一節 不就學兒童……………六八三</p> <p>第二節 缺食兒童保護……………六八三</p> <p>第三節 兒童虐待防止事業……………六八五</p> <p>第三章 少年職業紹介……………六八六</p> <p>第四章 虛弱兒保護事業……………六八八</p> <p>第四篇 社會教化事業……………六八九</p> <p>第一章 社會教育……………六八九</p> <p>第二章 教化事業……………六九一</p> <p>第一節 隣保事業……………六九一</p> <p>第二節 婦人保護……………六九二</p>
---	---

表計統 (業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別數

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭労働者職業紹介數月別表

其五 俸給生活者職業紹介數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所統計

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公益市場統計

第六表 公益質屋統計

第七表 公設食堂統計

第八表 公益浴場統計

第九表 隣保事業調查表

第十表 少年審判所保護處分統計

第十一表 起訴及刑執行猶豫者保護狀態調

第一篇 社會事業行政

第一章 社會事業行政一般

第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於て事務規定に従つて管掌してゐる。社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會部分掌事務

保護課 一、罹災窮民救助其他救恤に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に關する事項。三、社會教化に關する事項。

職業課 一、職業紹介其他失業救済及防止に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救済、軍事救済、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教

化、職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを舉ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介公益質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院、住宅供給、授産場、隣保事業等である。

次に本年に於ける政府の社會事業方針を示すものとして、本年六月七日に開催された學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要並に指示事項を掲げて置く。

内務大臣訓示概要 我邦經濟界の不況既に久しく輓近一部稍好轉を見るに至れりと雖も全般を通じて之を見るときは依然として不況を續け殊に客方に於ける各種災害の被害は極めて甚大なりし爲、農山漁村及都市中小商工業者の疲弊困憊は尙甚だ深刻なるものあり。幸に各位の協力に依り災害復舊に關する應急的善後施設は各地概ね遺憾なきを期し得たるも、今日の社會事勢に鑑みれば今後益各般の社會立法を整備し各種の社會施設を擴充するの急務なるを痛感す。此の點に關しては政府因より努力を怠らざるべきも各位亦克く地方の實情を精査し以て適切なる施設の擴充に勉めらるゝと共に、其の運営に就ては益工夫を凝らし改善を加へ以て社會行政全般の健全なる發達を期せられんことを望む。

謂ふ迄もなく國民生活の安定を圖り社會福祉の増進を期するには更に其の根本として自力更生の意氣を全國民の間に擴充振起せしめざるべからず。從來國民更生の意氣を全國民の間に擴充振興

せしめざるべからず。從來國民更生運動に關しては各種の努力と國民の自覺と相俟て到る處漸次其の實績を挙げつゝありと雖も經濟界の不況と災害頻至とに因る物質上の損害は勿論精神的打撃は極めて深刻なるものあるを以て各般の對策の實施と共に國民更生運動の趣旨を一層徹底し以て自力更生の意氣を振起し更生計畫の樹立と其實行とを促進するの要愈緊切なるを認む。而して本運動實施上特に留意を要するは各種更生施設の計畫並に實行に當り精神教化生活改善等更生の基幹たるべき方面に於て、分なる力を致し遺憾なきを期せざるべからざること是なり。要するに本運動は汎く國民の間に自力更生の意氣と氣魄とを強調鼓吹し精神的更生を基調として生活全般の一新を圖り以て國民生活の安定向上を齎らさんとするものなるを以て各位は克く地方の實情を究め關係部課は勿論各種關係團體とも連絡提携を圖り相率ゐて地方民生の福祉増進に遺憾なきを期せられんことを切望す。

我邦に於ける失業狀況は最近一部産業の好況に伴ひ稍緩和を見るに至りしも日傭労働者、知識階級等に在りては尙失業の數甚だ多數を算するのみならず殊に其久しく失業の境遇に在る者は動もすれば自奮自立の意氣を喪ひ依然として救済を要するの狀態を脱却し得ざる傾向に在り、斯の如きは國民をして有效なる經濟的社會的活動を爲さしむる目的に副はざるを以て政府は銳意各種産業の進展に努むるの外失業應急事業の助成等の方法に依り能ふ限り此等失業者の減少に努力しつゝあり、各位に於ても常に管内に於ける失業狀況の査察を密にし必要に應じて適當なる對策を講じ以て失業の防止救済に當らんことを望む。尙之に關し特に各位の留

意を求めたきは失業對策の要諦は單に失業者の生活を救済するに止まらず失業者をして常に潑刺たる勤勞の精神を保持せしめ、之をして失業者たらざらしむるに在るを以て此等失業對策の實施に當りても特に失業者の精神的訓練に重きを置き自奮自勵更生の機會を得しむるやう特段の工夫を凝らし指導宜しきを制せられんことを期望す。

【指示事項】 一、神社に對する公費供進に關する件。一、神職の素質向上に關する件。一、選舉肅正に關する件。一、醫療保護に關する件。一、救護法施行に關する件。一、兒童虐待防止法に關する件。一、方面委員制度の擴充に關する件。一、私設社會事業の指導監督に關する件。一、農村社會施設の振興に關する件。一、國民更生運動に關する件。一、公益質屋の整備充實に關する件。一、地方改善應急施設に關する件。一、職業紹介機關の普及充實に關する件。一、失業者更生指導訓練に關する件。一、職業指導の徹底に關する件。

【注意事項】 一、失業應急事業に關する件。

第二節 社會事業行政費並公的施設費

昭和十年度に於ける内務省並に司法、遞信各省所管の社會事業局は第五十四回帝國統計年鑑によれば左表の如くである。

社會事業費（單位千圓）

	昭和十年 度	昭和九年 度	昭和八年 度	昭和七年 度	昭和六年 度
内務省所管	一四、一五六	一六、六四四	一九、九五〇	三三、五〇〇	五、七三〇
司法省所管	八	八	八	三	三
逓信省所管	三三六	一五一	五〇七	六三三	五三二
計	一四、五六八	一六、八七九	二〇、五四一	三三、一六六	六、三三六
道府縣費			六、八八三	二二、九九八	二五、一三六
市費			三三、七四六	二八、四四〇	二七、七二〇
町村費			二二、〇〇〇	一五、一四八	一三、七〇八
計			八三、六三一	六七、五六六	六五、五五五

〔備考〕—内務、司法、逓信各省の所管のものは昭和十一年度は豫算九年度は現計、八年度以前は決算である。地方費に依るものは各年度豫算である。

第二章 私設社會事業

第一節 私設社會事業統制

昭和九年度の内務省所管社會事業施設は、第十四回社會事業統計要覽によれば八、一二八となつて居り、うち私設社會事業が幾何を占めてゐるかは不明であるが、昭和七年度に於いては施設數は公設二、六三九 私設三九二〇、昭和六年度は公設一、七三七、私設三、五八五、その前年は公設一、四九五、私設二、九七九となつて居り私設は公設施設數の略々二倍弱に當つてゐる。昭和九年度に於いても大體此傾向が持

續されてゐるものと見て大過なからう。私設社會事業は各官廳の監督を受け各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四八にて公設のものは存しない。而して近年大阪、東京、京都、廣島、岐阜、千葉、兵庫、三重、鹿兒島、福井、徳島の各府縣に私設社會事業聯盟が結成され、昭和四年以降之等府縣單位の聯盟が相寄つて逐次西日本、關西、東日本の各私設社會事業の三大地方聯盟が組織された。次で昭和七年中には更に之等地方聯盟の所屬構成聯盟として石川、奈良、栃木、富山、宮城、茨城の各縣に私設聯盟が創立された。而して昭和六年には右三大地方聯盟を包括する全日本私設社會事業聯盟の結成をみた。同聯盟は私設社會事業の特色を發揮し、私設團體本來の使命を達成せんがために協會の事業及運動をなすを以て目的として居り、その加盟團體は八百に達してゐる。以上の私設社會事業の聯盟の外に公私社會事業を打つて一丸とせる中部日本社會事業聯盟がある。同聯盟は静岡、三重、愛知外中部日本の十縣から成るものである。公私設の別は事業施設の項に各文を掲げた。

第二節 私設社會事業の經費

第十三回社會事業統計要覽に依れば同年の私設社會事業費は三七、七六三 七八九圓にて公設社會事業經費の五倍に當

つて居り、昭和六年度に於いては私設社会事業費三二、八七二、一九五圓、同五年三二、五〇六、九四一圓にて兩年とも公設の経費の三倍餘に當つてゐる。

第三節 私設社会事業の奨励助成

一 御下賜金及政府の奨励助成

御下賜金 畏き邊りでは紀元節の佳辰に當り御恒例により左記全國私設社会事業七百八十六團體に對し事業御奨励の思召を以て金一封（總額二十萬圓）下賜あらせられた。

内閣所管——一四團體、内務省所管——一八二團體、司法省所管——二一〇團體、文部省所管——五八團體、逓信省所管——三團體、拓務省所管——一一九團體。

内務省の奨励 内務大臣は紀元節の佳辰に當り社会事業奨励のため全國社会事業團體中特に優良なる五百二十團體に對し奨励金十五萬七千六百圓を交付した。

二 恩賜財團慶福會の奨励助成

私設社会事業の助成を使命とする恩賜財團慶福會は紀元節に於て内地植民地に亘る私設社会事業二百五十三團體を選び總額十二萬二千二百圓の助成金を交付した。その内譯は左の如くである。

一、社会事業の建築助成	五五團體	五四二〇〇圓
一、乳兒保護事業助成	八團體	二、四〇〇圓

一、社会事業經營費助成 一九〇團體 六五、六〇〇圓

三 低利資金

大正八年度以降社会事業資金に對し大藏省預金部積立金並に簡易保險積立金より低利資金が融通せられてゐる、昭和十年度において内務省を経て社会事業に融通せる低利資金割當額は左の如くである。

昭和十年割當額（社会局福利課）

住宅資金	一、八二、二〇〇圓	勞銀繰替	三、八〇〇
公益質屋	七〇、四〇〇	融利促進生業資金	一三、五〇〇
公益市場	二六、五〇〇	地方改善地區整理	三〇、六〇〇
公益浴場	四、八〇〇	紹介所	三、四、〇〇〇
不良住宅改良	三三、〇〇〇	救療施設	七五、五〇〇

尙簡易保險の積立金の社会事業施設に對する貸付は昭和八年度に於ては公立結核療養所、公益食堂、公設職業紹介所公益浴場實費診療事業公營兒童保險施設等に對し計四〇一、五〇〇圓であつたが、昭和九年度に於ける社会事業施設に對する貸付金額は八七、二〇〇圓にてその内譯は左の如くである。（「額簡易生命保險積立金貸付狀況」昭和十年）

簡易食堂	五、〇〇〇圓	實費診療事業	二、二〇〇圓
公益質屋	六〇、七〇〇	公益浴場	一九、三〇〇
計	八七、二〇〇		

第一篇 社會事業施設

第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費の救護、院内及院外救助、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業等を總稱するものである。

これらの救護に對しては從來幾多の缺陷を有してゐたのであるが、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て救護法が公布され、昭和七年一月一日より實施せられるに至つて從來の救護制度は根本的に改善される事となつた。然るに同法の救護手續の煩瑣なると、地方自治體の財政難とのため、所期の効果を擧ぐるに至らなかつたので、政府は昭和七年罹災救助基金法の改正を行つて運用上の不備を除去した。以下救護法による救護を中心とする一般救護事業特種救護事業並に方面委員事業の概況を記述しよう。

第一節 救護法による救護事業

昭和十年自四月至九月分の救護狀況を見るに、被救護者總數は一七〇、七五二人にて、うち居宅救護を受けたるもの一五〇、七二九人、收容救護を受けたるもの二〇、〇〇三人に

て、之を昨年同期に比すれば總數において八、九六一人、居宅八、七四七人、收容二一四人といづれも増加を見てゐる。之を救護種類別に見れば例年の如く生活扶助費を受けたるもの最も多く一四九、八七七人、醫療一九、九四五人、助産七五一人、生業扶助一七九人の順となつてゐる。次に同期における救護費總額は二、八九七、〇三五圓にてうち生活扶助費が二、五四七、八五五圓にて最高を示し、次で醫療費三四三八九一圓、助産費三、五二一圓、生業扶助費一、七六八圓となつて居り、之を前年同期に比較してみれば、總額において三八六一圓、生活扶助費において五二、〇一五圓の増加を示してゐるがその他はいづれも若干の減少となつてゐる。更に救護費を救護方法別に見れば、居宅救護費總額二、一九五、六四七圓、收容救護費總額七〇一、三八八圓となつて居り、之に埋葬費（二三、四三二圓）委員費（三三二、九〇圓）、救護施設事務費（四四、四七九圓）を加へた經費總額は二、九八、二三六圓である。その一ヶ月平均は四九九、七一〇圓となつてゐる。

昭和十年度自四月分救護狀況調(社會局保護課)

計	收容	住宅	實人員	金額	道府縣		市		町村		計	
					實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額
生活扶助費	收容	住宅	九〇八	一〇、二九五	五八、〇三七	一、〇三八、三〇一	七八、五八〇	一、〇五三、〇三〇	一三七、五三五	二、一〇一、六一六		
			九三三	三〇、三三九	一〇、四七一	三六六、五三四	九五八	二九、三六六	一三、三三三	四四六、三三九		
醫療居	收容	住宅	(六六)	一、二九五	七、八四六	五六一、一八四	(一、四六六)	三三、七三一	(四、六二七)	八九、二一〇		
			(四三三)	三三、二七九	(六、三三九)	三三三、九三九	(二七六)	一八、四六三	(七、〇一八)	二五四、六八一		
助産居	收容	住宅	一	九	(三三)	四五二	(二〇)	七	(四三)	四六八		
			四	二〇	四五四	二、〇三九	二二三	九九六	六七一	三、〇五三		
生業扶助費	收容	住宅	一	二〇	(一〇)	四三八	(六)	一、三三〇	一七九	一、七六八		
			一	二〇	(一〇)	四三八	(六)	一、三三〇	一七九	一、七六八		
計	收容	住宅	一、〇三九	一一、六三〇	六六、三三〇	一、〇九六、九六〇	八三、三三〇	一、〇八七、〇五七	一五〇、七三九	二、一九五、六四七		
			(六六)	四三、六二七	(三、二七)	六、〇九五	(一、四九二)	四七、八四六	(四、六八五)	七〇一、三八八		
埋葬費	費	費	一三三	八七	二、〇七一	一三、二四五	一、五七七	九、三三〇	三、七八〇	二三、四三三		
			一	一	三、二一九	一五、二七七	四、七八九	一八、〇一三	八、〇〇八	三三、二九〇		
救護施設事務費	收容	住宅	六	二、七四九	九三八	三五、三六九	一、一三四	六、三六一	二、〇六一	四四、四七九		
			一	一	一、〇七三	一、七七一、七六六	二五	一、一六八、四七七	一、一八三	二、九九八、二三六		
合	計	計	一	五七、八三三	一	一、七七一、七六六	一	一、一六八、四七七	一	二、九九八、二三六		

一ヶ月平均所要額 一 九、六四六 二九五、二九四 一 一九四、七六八 四九、七二〇
五九

〔備考〕——救護人員は救護種別に總件数を掲げ同一人にして二種以上の救護を受けたるものは括弧を附し再掲。

第二節 特殊救護事業

1 行旅病人及行旅死人救護

昭和七年に於ける行旅病人の救護人員は六、七一五人、救護費は五〇五、五〇五圓にて、前年に引續き稍や減少してゐる。行旅死亡人は昭和七年四、三九六人、辨償金四九、三四六圓にて前年に比し死亡人は増加してゐるが辨償金は減少を示してゐる。

行旅病人救護累年表 (第四十七回内務省統計報告)

	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
救護人員	六、七二五	七、三四六	七、三九九	六、五五二	五、八五五
死亡者	二、二六四	二、四五六	二、五五六	二、二三三	二、三三九
年度末現在	二、八六三	二、九八五	三、一二六	二、九五九	二、五八五
救護費	五〇五、五〇五	五二七、八三七	六〇三、三〇八	五七四、五九七	五三七、四二五

行旅死亡人取扱累年表 (同上統計報告)

	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
死亡者	四、三九六	四、三〇〇	四、二五八	四、一〇七	三、七五九
辨償金	四九、三四六	五二、七六一	五三、一九二	六〇、〇四四	五三、二二六

2 軍事救護

軍事救護法は大正六年七月公布、同七年一月一月より施行せられたのであるが、昭和六年三月改正公布を見、同七年一月一日より實施せられ今日に至つてゐる。

第四十七回内務省統計報告によれば昭和八年度並びに最近五ヶ年間に於ける軍事救護成績は左表の如くである。

昭和八年度軍事救護成績表

	戸數	人員	金額
生活扶助	三〇、〇一五	九八、七三三	二、六三八、八一九
醫療	六一	六一	五八、〇一四
助産	(二九)	(二九)	二二六
生業扶助	(六一)	(三三)	一、二七八
臨時生活扶助	(七)	(三〇)	四〇五
埋葬	(四三六)	(四五〇)	四、二八三
計	三〇、〇九四	九八、九〇五	二、七〇一、九三五
	(一、五四八)	(一、七二六)	

〔備考〕括弧内の數字は同一人にして二種以上の救護を受けたるものを示す。

軍事救護成績累年表

昭 和 年 度	救護人員	金 額
昭 和 四 年	四四、一四三 (六六一)	一、四九八、〇二四
同 五 年	五一、八五六 (七七五)	一、五八六、七八七
同 六 年	七一、六四三 (八八一)	一、七三二、六二四
同 七 年	九九、〇三三 (一、四三四)	二、四三七、四九六
同 八 年	九八、九〇五 (一、七二六)	二、七〇二、九三五

〔備考〕—括弧は家族を有する傷病兵を示す。

3 其他 救助

昭和七年度に於ける上記以外の救助につき表示すれば左の如くである。(同上統計報告)

施設	施設數	經 費	救助人員
院外(居宅)救助	一九五	三三七、八〇三	一四、七三六 件
院内(收容)救助	一二三	一、三四八、六五九	九、一〇六 現
不具癡疾保護	三六	一六七、七二二	五五五 延
軍人遺家族後援	二四六	九〇三、四九五	四〇、五八八 件

第三節 方面委員

1 方面委員概況

方面委員施設數は、昭和九年三月末現在において、公設七八、私設三、計八〇にして、その方面數九、二三九、委員數三六、四四九、取扱件數五、二八四、一七〇、經費は六五、一〇四圓となつてゐる。最近四ヶ年の委員數、取扱件數及經費を示せば次の如くである。

昭 和 年 度	委員數	取扱件數	經 費
昭 和 五 年	三三、七〇八	一、二二七、一八一	四四三、七三三
同 六 年	二七、九〇七	一、八四〇、七四九	六〇八、三二八
同 七 年	三三、一〇七	三、七〇七、六八〇	七五四、六九八
同 九 年	三三、四四九	五、三三四、一七〇	八六五、一〇四

尙ほ社會局「方面委員制度概況」(昭和九年度)に據つて左に現況の若干を窺ふこととする。

施行地世帯數人口 方面委員制度施行地區世帯數は逐年激増の傾向を示しつつあり、昭和九年度に於ては、世帯總數一一、二三七、七四〇、其の人口五七、三七一、八四九人を算し、内方面カードに登録せられたるものを見るに第一種カードに屬する世帯數一七〇、六一二(人口六四二、八〇一人)、第二種の世帯數三二四、九五二(人口一、三四七、二七三人)合計四九五、五六三世帯(人口一、九九〇、〇七四人)に上り、以て其の活動範圍の擴

大を知り得る。更に市部、郡部別に設置區域世帯數及人口に對するカード登録世帯數並人口の割合を見るに、昭和九年度に於ては市部に在つて世帯五・九二%、人口五・〇一%、郡部に在つては前者三・三八%、後二・五一%に當る。然も之を累年の見るに、とき世帯に於て、人口に於て郡市を問はず、逐年此の比率の上昇しつつあるを見る。特に市部に於て郡部より遙に高率を持し且つ上昇率のより高きことは注目すべきである。尙カード登録世帯の最も多きは東京市の一六七、〇六一（人口六八九、三〇八人）にして大阪府、横濱市、廣島縣、岡山縣、兵庫縣等に次ぎ、何れも一萬世帯以上を算す。最も少きは高知縣の町村營施設にして何れも五十世帯以下を算するに過ぎず。又各施設に付カード登録世帯と其の地區總世帯の對比を見るに最も高きは東京市の一一・四九%にして、石川縣の六・三七%、山形縣の五・二%、岡山縣の五・〇%等之に次ぎ、最も低きは岩手縣の〇・六五%、沖繩縣の〇・三〇%等である。

委員の擔當世帯數 委員一人當り擔當世帯數は第一種、第二種を通じて平均市部にありては二〇世帯（人口七五）、郡部にありては一〇世帯（人口三九）、計一五世帯（人口五七）となる。次表の累年比較に於て見らるゝ如く一人當り擔當世帯數は漸次減少しつゝあつたが、昭和九年度に於ては此の傾向を破り市郡共若干の増加を見た。

市	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
部	一九	二四	二〇	

郡	部	平均	均	一〇	八	一〇
			一四三	二四	二	一五

取扱件數 全國方面委員の昭和八年度中に於ける總取扱件數は三、七九六、八七九件に達す。内十萬件以上を取扱ひたる施設六、就中東京市の一、三七三、九〇五件を最高とす。其他一萬件以上三十九施設、一千件以上十五施設、百件以上五施設、百件未満二十一施設、之を其の種別に付て見るに、其の法令に依るもの三二三、三四二件、其の對比は約一三・一%、尙其の種別に付き累年の百分比を見るに左表の如し。

昭和七年	五%	六%	二%	五%	一%	三%	一%	九%	一〇%
同 八年	五〇	三	二	五	一	二	一	七	一〇
同 九年	三	九	九	四	三	一	一	三	一〇

即ち其の順位に付ては殆ど變化なく生活扶助、保健救療を以て大半を占めつつあるが、特に生活扶助に於ては從來其の五〇%以上を占むる状況にあり。

經費 方面委員に關する經費は、昭和九年度における豫算に付て見るに總額一、一三五、〇八九圓にして、一萬圓以上を計上せるもの東京市（三九四、一三四圓）、愛媛縣三四、三七四圓）、京都府（三六、三七一圓）、外十施設あり、千圓以上一萬圓未満のもの最も多く二六施設を數ふ、而して五百圓以上千圓未満のもの三百圓以上五百圓未満のもの五百圓以下のもの二二を數ふ。之を費目別に見るときは救濟費の二九三、三一八圓最も多く、職員費

一六、〇三〇圓之に次ぎ、事務費八六、七二八圓、委員費九八、三四五圓、指導費五四、五六〇圓、その他一〇七、六六八圓等となる。最近四ヶ年の經費を示せば左の如くである。

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
六〇八、二八〇圓	八七、五六四圓	九四、五二七圓	一、二五、〇八九圓

2 方面委員の活動狀況

第六回全國方面委員大會 全日本方面委員聯盟主催第六回全國方面委員大會は内務省、中央社會事業協會、熊本縣熊本市の後援の下に四月二十五日より二十七日に至る三日間、熊本市公會堂に於て開催せられた。出席者二千五百名、赤木社會局長官、清浦會長等臨席。三日間に亘る協議に於て別項の如き決議をなした。

以上の他都市部會、農村部會に別れて報告並に意見の陳述があつた。

尙同大會に於て議決せられた宣言並に決議左の如し。

【宣言】我等刻下の狀態を觀るに、思想の混惑甚しく生活の窮乏を訴ふる者愈々衆からんとす。吾等任を方面委員の重責に受け夙夜微力を同胞の救済教化に致すと雖も制度の完璧、事業の充實は一に社會の協戮に俟つの外なし乃ち吾等は此際一層廣く世間の理解と支援とを喚起すると共に、常に自ら省みて徳性の涵養に勉め國民福祉の増進に盡瘁し斯業の爲に吾等の生涯を獻げんことを誓ふ。右宣言す。

【決議】一、吾等方面委員は赤子愛愍の至仁を奉體して廉潔

なる志操を涵養し大に社會奉仕の精神を振作せむことを期す。
一、吾等方面委員は常に救済教化の實修練を積み以て最大の能率を發揮せんことを期す。一、吾等方面委員は 胞相扶の國民性を發揚すべき委員制度の強化徹底を期す。一、吾等方面委員は共存共榮の理念に基きて時弊を啓導し方面事業助成機關の普及を促進せむことを期す。

【決議】一、方面委員制度の徹底強化に關する件（第一委員會決議事項）二、方面委員助成事業普及發達に關する件（第二委員會決議事項）。

第二章 失業保護事業

世界大戰後我國經濟界も世界的不況の影響を受けて、失業者の續出を見るに至つてから、それ等失業者の保護施設は急激に増加するに至り、政府始め各社會事業團體によつて廣汎な範圍に亘る失業者保護事業が行はれてゐる。茲にはそれ等多數の事業のうち主要なる施設として職業紹介事業、失業應急事業及び失業共濟事業の現況を概観することとする。

第一節 職業紹介事業

1 職業紹介所經營主體數

大正十四年四月職業紹介法の發布以來政府は公益職業紹介

所の設置を勸奨して來たのであるが、昭和十一年三月末日現在に於ては公立六四〇、私立四一計六八一ヶ所となつてゐる。尙参考に之を昭和九年末の數と比較すれば公立において九〇の増加、私立において一七の減少となつてゐる。

2 職業紹介取扱成績

昭和十年十二月末現在における取扱成績は次の如くである

(1) 一般職業紹介数は求人數一、九一七、九八三、求職者數一、六七九、五六八、就職者數七四一、六四二であつて、之を前年末と比較すれば、求人數において一二三、九四一、求職者數において一〇九、五八六、就職者數において六九、一八二の各増加を示してゐる。更に求人數百に對する求職者數の割合は前年の八八に對し同じく八八であり、求職者數百に對する就職者數の割合は前年の三七に對し四四である。尙ほ月別についてみれば、求人は前年同様十一月が最も多く、三月、一月、十二月の順序になつてゐる。求職者は三月、一月、十一月に多く、就職者は三月、十一月、一月に多い。

(2) 日傭労働者職業紹介は求人數一二、九八八、七一、求職者數一四、四六三、七三〇、紹介員數一二、八六七、二九五であつて、求人數百に對する求職者數は一一一、求職者數百に對する紹介員數は八九である。之を前年と比較すれば求人數においては一、三七九、〇六七、求職者數においては二、二六〇、三七二紹介員數においては、一三、三六四、五八一といづれも可成りの

減少を示してゐる。尙ほ月別についてみれば、求人數、求職者數紹介員數ともに三月、二月、一月、十月に多い。

(3) 俸給生活者職業紹介は求人數三〇、五二六、求職者數八〇、九五三、就職者數二四、三四〇であつて、之を前年と比較すれば、求人數においては三、二〇〇求職者數においては五、一一八、就職者數においては三、六五一と各増加を示してゐる。而して求人數百に對する求職者數の割合は二六五、求職者數百に對する就職者數の割合は三〇となつてゐる。尙ほ月別にみれば、求人數は十一月に最多く、四月、七月の順となつてゐる。求職者數は四月に多く九月、三月と之に次ぎ、就職者數は四月、十一月二月の順である。

第二節 失業救濟事業

1 一般狀況

大正十四年以來財界の不況につれて失業者が簇出したので政府はこれが救濟の爲め同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめその財源を地方債に求むるものに對しては従前通り地方債許可方針の例外を認め特に之を許可し、又勞働賃銀に對しては國庫よりその二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。しかし依然として失業者は漸増の状態にあるので、政府は右と同様の計畫を以て、毎年冬

期に於て六大都市關係地方の公共團體をして失業労働者救済事業を施行せしめ、昭和二年には新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度においては社會政策審議會の答申に基き、その施行を必要とする場合には必しも冬期に限定せず又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多き地方に對してもその施行を認め事業の對象は日傭労働者のみならず一般労働者の救済を圖る等其範圍を擴張し、労働賃銀のみならず労働手帳作製費に對してもその二分の一を補助することになつた。又一般労働者のみならず知識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失業困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團體に限り認め、官廳の依託により係る事務に對しては就職手当の全額、公共團體の事務については就業手当の二分の一、就業手当以外の經常費及び労働手帳作製費に對しては各その二分の一を國庫より補助することになつた。更に昭和五年度に於ては失業救済事業の施行地域を擴大して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方においては起債し得るに至り事業施設時期も冬期に限らないことになり、且つ救済事業の對象が擴大せられた。

昭和七年度に入つても窮迫せる農民及び失業者の數は減少せず、却つて激増したるを以て政府は道路、河川、港灣等の公共土木事業及び開墾、耕地整理等の農業土木事業を起興して時局匡救、産業開發等に資すると共に、これによつて窮農

及び多數の失業者を使用し以て失業の緩和に資し、又軍需品の注文老朽船の解體新船建造の補助助成、税關專賣局官衙の建設、飛行場の設置等により工場及び建築土木等の熟練労働者並びにその他の労働者の需要増加を圖つたが、しかもこれら諸事業の起興及び民間事業の勃興等によつて失業防止救済又は緩和を期するも尙救済を要すべき失業者多數存する場合には従來の失業救済事業に代るべき失業應急事業を起興せしめ國庫補助をなすのみならず預金の都合の許す限り低利資金を融通するの途を講じてゐる。又小額給料生活者授職事業は引續き失業應急事業に包含し施行せしめてゐる。

尙右失業應急事業の實施に當つては、これを使用すべき要救済失業者の認定を適正ならしめ、就勞を統制し本事業をして眞に失業救済に役立つものがあるため、政府は昭和七年度以降本事業を起興する公共團體にこれが専任職員を置かし、その經費に對しては國庫より半額の補助を與ふことゝしたが、昭和八年度に於ては本事業の起興をして失業數に適應せしめ、その施行監督を統制するため要する職員を社會局並びに各職業紹介事務局に配置し本事業をして失業救済上一層有効適切ならしめんとしてゐる。

2 失業應急事業現況

政府は大正十四年末實施して來た失業救済事業を昭和七年

その名稱を失業應急事業と變更の上繼續しつゝあつたが、同年下半年期より農村の困窮は益々深化し、従つて都市失業労働者數も亦必然的に増大するに至つたため、同年八月開會の第六十三議會に時局匡救のため失業應急事業補助の追加豫算を提出してその増額を行ひ、且つ新に要救済失業労働者就職統制の爲設置する専任職員に要する經費の二分の一を補助し労働者の統制を完全ならしむる事を期した。

さて昭和九年度に於ては一般労働者失業應救事業は補助、起債並臨時冬季失業應急事業等を合してその施行團體數は六

昭和九年度一般労働者失業應急事業施行成績

(昭和九年職業紹介年報)

一團體、これが事業計畫は次表に示す如くであつて、これを前年度繰越事業と合した九年度事業計畫と八年度事業計畫を比較すれば事業費六七・六%、勞力費六四・一%、使用労働者六七・三%に當り約三三%の事業量を減少し、七年度のそれと比較すれば殆んど半減するに至つた。しかして右計畫に對する實際施行額は比率において見れば事業費六四・四%、勞力費六四・六%、使用労働者六六・六%であつて、事業計畫の約三三%は翌年度に繰越施行となつてゐる。

業種別	施行年度	事業費		勞力費		労働者使用	
		豫算額	支出済額	豫算額	支出済額	用延人員	一日平均使用人員
一般補助事業	年度繰越	一一、〇三三、六七〇	八、八〇五、四七六・七	三、〇一九、八〇七	二、六五〇、六三八・九	一、九六五、七七五	五、三八五
	九年	二三、〇七七、六三〇	一三、七三五、五四五・六一	六、五〇五、二〇〇	三、九五七、四五一・四	(一、六九五、六八二)	(四、六四五)
	小計	三四、一一〇、二八七	二二、五三一、〇二一・九八	九、五五五、〇〇七	六、六〇八、〇九〇・四	(三、七五八、九七六)	(八、三三〇)
起債事業	八年	六、〇五五、〇三三	三、五三四、二七一・三五	一、二二七、三三三	五八五、三三一・六六	(一、五八五、三三三)	(四、二七)
	九年	六、一七八、六〇一	三、六四三、三六六・九九	一、六七九、八八八	七八一、二七〇・〇六	(六三七、八〇〇)	(一、七四七)
	小計	一二、二三三、六三三	七、一七七、六三八・三四	二、八九七、一四〇	一、三六六、六〇一・七二	(二、一六二、一三三)	(二、九一四)
臨時冬季事業	八年度繰越	九、五六六	九、五六一・五四	—	—	—	—
	九年	三五〇、〇〇〇	三四九、九五四・九二	一四二、五五三	一四二、五三三・九五	(一一三、六〇六)	(三〇八)
小計	三五九、五六六	三五九、五二六・八六	一四二、五五三	一四二、五三三・九五	(一一三、六〇六)	(三〇八)	

八年度繰越	一七、一〇七、二五五	一三、三四九、三〇九・六六	四、三四七、二一九	三、三三五、九七〇・六四	二、二七五、二七七	六、二三三
計	二九、六〇六、三三一	一七、七七八、八七五・五三	八、三三七、五七一	四、八八一、二五五・四五	一、八五一、七八七	(五、〇七三)
計	四六、七二三、四八六	三〇、〇六八、一七五・一八	二二、五七四、七〇〇	八、二二七、三六〇・九	三、八二九、六三五	(一〇、四九二)
					三、四三〇、六三四	(九、三七一)
					六、一〇四、七五三	一六、七三五
					(五、二七三、四二一)	(一四、四四四)

〔備考〕一、一日平均使用人員は労働者使用延人員を三六五日にて除して算出せり。

二、労働者使用延人員並一日平均使用人員欄の括弧内の数字は右側数字中に含まれる職業紹介人員を示す。

次に知識階級失業者の救済を目的とする所謂小額給料生活 大阪市、京都市、神戸市、名古屋市等において実施せられ
者失業緊急事業も亦前年に引續いて東京府、東京市、横濱市 た。その昭和九年度の事業成績は左の如くである。

昭和九年度小額給料生活者失業緊急事業施行成績 (上掲年報)

施行年度	事業費 豫算額	事業費 支出済額	就業者手 當豫算額	就業者手 當支出済額	就業者 延人員	一日平均 就業人員
八年度繰越	一、六四四、九七三	一、五三七、二六七・七七	一、四九〇、〇四二	一、四二七、一九五・六四	一、二五〇、三三三	三、二五二
九 年 度	一、六四四、九七三	一、五三七、二六七・七七	一、四九〇、〇四二	一、四二七、一九五・六四	(一、一五〇、三三三)	(三、一五二)
計	一、六四四、九七三	一、五三七、二六七・七七	一、四九〇、〇四二	一、四二七、一九五・六四	(二、一五〇、三三三)	(三、一五二)

〔備考〕一、一日平均就業者延人員を三六五日にて除して算出せり。

二、就業者延人員並一日平均就業人員欄の括弧内の数字は右側数字中に含まれたる職業紹介所の紹介人員を示す。

3 應急事業以外の施設

昭和七年六月失業救済の資に充當の趣旨を以て三井家より

三百萬圓の寄附あり、政府は之を失業労働者の救済施設の資に充當し現に事業實施中にして、實施狀況は左の如くである。

一、事業主體 六大都市及堺、川崎、福岡、門司、小倉、八幡、

戸畑、若松。

二、事業對象 前項各都市に於ける日傭労働者にして生活困難となり特に救助を要するもの(労働共済組合加入者を除く)。

三、事業種類 イ、無料宿泊所の設置經營(東京五、京都一、大阪二、横濱二、名古屋二、神戸二、八幡一、計十五) 無料宿泊所に於ては軽易労働を課し得る設備を設け、適當と認むるものには十圓程度の生業資金を貸付けてゐる。ロ、生活扶助。獨身

者に對しては一日一人十錢の食券を、家族を有するものは一日一人米二合五勺の割で現物を給與する。

第三節 失業共濟事業

労働者の自治的或は相互共濟施設としての失業共濟施設は

財團法人大阪市労働共濟會、東京市労働者共濟會、名古屋市労働共濟會及び神戸労働保險組合の四施設があるが、大阪市労働共濟會は目下失業給付を休止してゐる。その他三共濟會の昭和八年度末の事業成績は左の如くである。

施設團體名	年度末組合員數	總額	收入金(圓)		失業給付		事業費(圓)					
			組合員御下賜金及掛金	雑收入	總額	金額	傷痍及遺族及疾病給付	死亡給付	其他			
總數	八、六三五	三、四六、九六一	三、三二、一九六	一、八、三〇〇	六、八九四	一九六、七四七	一五八、五八二	一〇八、三五九	二八、九九一	二四、〇六三	三五、三三四	
東京市労働者共濟會	五、四〇一	二、六八、四四三	二、六〇、〇八八	五、七〇〇	二、六四五	一六二、四三七	一四八、三〇六	一〇三、八二四	一五、三八二	二〇、九一八	二二、三三三	
名古屋市労働者共濟會	三九五	八、三三三	一、二三四	五、八〇〇	二、四五九	三、〇七五	七、二三三	三、〇一九	五	—	—	
神戸労働保險組合	二、八三九	六八、五五五	五九、九八四	六、八〇〇	一、七八一	三三、二三五	三、〇五三	一、五六六	一三、五四四	三、一四四	一四、〇一一	
日傭労働者失業共濟事業成績 (自昭和八・四至同九・三)												
施設團體名	月未現在加入者數平均	出頭人員	就業人員	失業人員	受給人員	出頭延に對する失業延の割合(%)	失業延に對する受給延の割合(%)					
東京市労働者共濟會	五、五四六	一、二八三、二八二	八七八、六八〇	四〇四、六〇八	二七、四二六	三三、〇	三三、〇	一四八、三〇六				
名古屋市労働者共濟會	三三五	六一、四二〇	二七、二二二	三四、一九五	七、二三三	三三、〇	三三、〇	七、二三三				
神戸労働保險組合	一、九八八	五三三、〇三三	四九五、七四七	二七、四二六	三、〇五三	三三、〇	三三、〇	三、〇五三				
日傭労働者失業共濟事業實績 (自昭和九・四至同一〇・三)												
施設團體名	月未現在加入者數平均	出頭人員	就業人員	失業人員	受給人員	出頭延に對する失業延の割合(%)	失業延に對する受給延の割合(%)					
東京市労働者共濟會	四、六〇〇	九八〇、五〇三	六六六、六八二	三三三、九七〇	一〇三、四七六	三三、〇	三三、〇	六六、四				
名古屋市労働者共濟會	四三八	八三、二七三	二七、九四一	五五、三三三	一九、〇三六	三三、〇	三三、〇	三三、〇				
神戸市労働保險組合	一、四七四	四三九、五〇八	三九九、八三五	二九、七〇三	四、七二四	三三、〇	三三、〇	三三、〇				

〔備考〕―内務省社会局職業課の調査に依る。

第四節 その他の保護事業

日傭労働者以外の普通通勤労働者を対照とする失業保険は昭和七年六月一日財団法人大阪市労働共済會に依つて創始された。被保険者たり得る者は大阪市立職業紹介所の紹介に依つて大阪市内に就職した者に限られ保険契約者は被保険者本人又は其の雇傭主とされてゐる。加入者一ケ年以上を経過し失業した場合に保険給付を受け得るのである。其の給付額は失業保険料月額五十銭の場合に月額五十銭、保険料月額七十銭の場合に月額七十銭、保険料月額一圓の場合に月額一圓の三種である。給付額は保険料納付一年以上二年未滿のものは二五日、同じく三年以上三年未滿のものは四〇日、三年のものは六〇日と規定され、三年を越え十年迄のものは一年を加へる毎に二〇日を増し、十年を越ゆるものは一年を加へる毎に五日を増すことになつてゐる。昭和七年六月事業開始以來昭和九年三月末日迄の加入者總數は五〇一人で内一五九人の脱退者あり、昭和九年現在加入者數は八一九人である。尙昭和九年度の保険料納入額は五、三八八圓、保険給付額は八七九圓である。

第二章 經濟的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは、住宅供給、公益市場、公設食堂、公益質屋等である。之等の施設は經濟的不況の深刻化に伴ふ一般的窮乏化の甚しい現状において、尙幾多の不備と缺陷とを有つてはゐるが量的には年々各地方に増加してゐる。只公益市場及公設食堂は本年も引續き多少減少の傾向にある。以下各項に亘つて昭和十年度の概況を見ることとする。

第一節 住宅

住宅組合 昭和十年十一月末日現在における組合數は二、七七〇、組合員は三一、〇七二人、住宅建設費は六八、四八五、六六六圓にして、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。

共同宿泊所 自昭和九年四月至昭和十年三月における共同宿泊所經營總數は一五四（内、公設六五、私設八九）にして内無料のものは七九である。次に宿泊延人員は合計三、四七六、六五九人にして、上下兩半期に分つて見れば、上半期宿泊延人員は一、六五八、二八〇人、下半期は一、八一八、三七九人であつて冬期において比較的良好に利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二八九、七〇六人となつてゐる。

不良住宅改良 不良住宅地區改良法による不良住宅地區改良事業の實施狀況は左表の如くであつて、昭和十年年度の國庫

補助豫算額は十五萬圓である。

不良住宅地區改良事業計畫及成績概況

地 區	事業施行者	地區指定年月日	事業方法認可年月日	事業費(圓)	買收土地面積(アール)	住宅戸數	昭和九、一〇末迄の完了事業
東京市荒川區三河島町地内	東京府	昭和三、三、二六	昭和三、三、二六	一、三三七、一九〇	二二三 (六、七七七)	三三〇 一九九	昭和八、三完了
東京市豊島區西巢鴨町地内	東京府	三、三、二九	三、三、二九	八七九、九三〇	八三 (二、四九〇)	二三八 五〇	昭和七、末完了
東京市荒川區日暮里町地内	同 潤 會	八、二、二四	九、三、二六	七〇八、三三三	一〇一 (三、〇四一)	一八三	土地八〇アール買收
大阪市天王寺區下寺町地内及其附近	大阪府	三、三、二九	三、三、二九	五、九一六、八九七	六九四 (二〇、九八一)	一、三六八 一四六	鐵 七二八戸 木 一四六戸
名古屋市中區奥田町地内及其附近	愛知縣社會事業協會	三、三、二六	三、三、三〇	一、八八六、七八六	四二六 (二、五九五)	二〇三 三三四	事業完了精算中
神戸市吾妻通五丁目地内及其附近	神戸市	五、一〇、三	六、五、二二	二、一九八、六七九	一九〇 (五、七五四)	七〇三	一六六戸
横濱市中區南太田町地内	同 潤 會	三、五、二三	四、四、一五	七五三、七五九	一八九 (五、七三九)	二四六	昭和五中完成

備考(1)、買收土地面積欄中括弧内の數字は坪數、住宅戸數欄中鐵は鐵筋コンクリート建住宅、木は木造建住宅を示す。(2)、昭和九年一〇月末迄の完了事業は内務省社會局福利課の調査に依る。(3)、地區面積、地區内總人口及同總世帶數を本表記載順に示せば次の如し。(1)四、三五八坪、一、六一七人、四二二世帶、(2)二、三五四坪、九一七人、二三四世帶、(3)三、一一二坪、九四〇人、三〇五世帶、(4)一八、七九六坪、六、〇七二人、一、六八八世帶、(5)一三、九三〇坪、二、四五九人、五三七世帶(6)一〇、二八九坪、三、五六三人、七〇一世帶、(7)六、四四九坪、一、一一七人、二八五世帶。

第二節 公益質屋

社會局調査によれば自昭和九年四月至昭和十年三月の公益

質屋數は九九九(年度内業務取扱質屋數)であつて、貸付金額は一五、六九〇、二三一・七九圓である。而して同年度における利用者數は二、三八一、三六二人である。以下貸付、

辨済、流質の各状況を昭和八年度と對比して見れば次の如くである。

一、貸付状況

昭 和 年 度	年度内業務 取扱質屋数	貸付口数	貸付金額	貸付一口 平均	年度末現在の 貸付金額
昭 和 八 年 度	七六五	二、二五四、三三〇	二、七九六、七六三・五〇	五・三	五、二四八、〇七三・〇三
昭 和 九 年 度	九九九	二、九〇〇、八七三	一五、六九〇、三三一・七九	五・四	八、二三三、七九四・一三

二、辨済状況

昭 和 年 度	年度内業務 取扱質屋数	辨済口数	辨済金額	辨済一口 平均	貸付金に對する 利子収入金額
昭 和 八 年 度	七六五	二、〇一〇、六七八	九、七五五、九八一・三〇	四・八五	六五七、三三三・一五
昭 和 九 年 度	九九九	二、四二二、〇〇三	一三、八四二、五四〇・五二	五・五八	七九八、三四一・八九

三、流質状況

昭 和 年 度	年度内業務 取扱質屋数	流質したるもの		賣却處分		廢棄處分	
		口 数	貸付元利金	口 数	貸付元利金	口 数	貸付元利金
昭 和 八 年 度	七六五	九八、五五八	四二九、七四三・八三	七八、一六二	三九、六七七・七一	二九一、七三〇・二六	二九五・一五
同 九 年 度	九九九	一四九、六九五	六三〇、九五七・七九	七七、九〇九	三六、九三三・〇八	二九九、一〇〇・七七	一、四六三・五六

第三節 公益市場

社會局調査によれば自昭和九年四月昭和十年三月の公益市場場数は二七七にして昨年比し一一の現少である。

賣上高は總計五二、九三九、四三三圓、一ヶ月平均四、四一六、六一一圓である。これを前年度と比較すれば、總計にお

いて八四九、〇二八圓、一ヶ月平均において七〇・七四四圓のいづれも増加を示してゐる。

更に賣上高を上下兩半期に分つて見れば、上半期二五、四一九、〇九六圓、下半期二七、五二〇、三三六圓にして、下半期における賣上の方がやゝ大である。

第四節 公設 食堂

社會局調査によれば自昭和九年四月至昭和十年三月の公設食堂数は六八にして、これを經營主體別に見れば次の如くである。

府縣市營	町村營	其他	計
五三	三	三	六

次に利用者は總數一〇、五八六、二九六人、一ヶ月平均八八二、一九一となつてゐる。

賣上高は總額一、一五四、四〇三圓、一ヶ月平均九八、〇九一圓である。

第四章 醫療保護事業

醫療保護施設としては市民病院、施療院、診療院、巡回診療班、巡回看護班等公私の無料又は輕費の診療機關が存在してゐる。その多くは都市に存在し、農村に於ける此方面の施設は從來閑却視されてゐたが、昭和七年度後半より政府が御下賜金並國費をもつて農山漁村に於ける時局匡救醫療救護を實施するに至つてから斯く農村方面にて醫療保護施設が普及するに至つた。匡救醫療救護費豫算は昭和八年度九年度各一二〇萬圓にて、九年度をもつて打切りの豫定であつたが、その

繼續施行が承認され昭和十年度は一般豫算一、八〇〇、〇〇〇圓を以つて繼續施行された。この救療事業開始以來昭和九年七月末迄の取扱患者数は合計實人員一、七二六、〇〇〇人延人員一九、三二三、〇〇〇人に上つてゐる。

匡救醫療救護の方法としては道府縣に於て直接行ふものと濟生會に委託して行ふものとの二種であつて、その實施に就ては委託診療、出張診療の三種を行つて居る。同事業の成績は、昭和七年度救療患者數五四五、九五〇人、同八年自四月至九月救療患者數は四六九、八四九人となつてゐる。

更に農村に於ける醫療施設としては、九年三合資會社々長よりの百萬圓の寄附により、醫師なき地方に醫療施設を普及する目的をもつて、九年度以降三ヶ年に亘り診療所の建設に對し獎勵金を交附する事となつた。

尙近年無産者諸團體が此の方面の事業に積極的に進出し、自らの手によつて無産大衆の醫療保護施設を經營し、注目すべき実績を擧げつゝある。以下無産者診療一般並に特殊醫療保護の各項につきその概活を述べよう。

第一節 無産者診療

ブルジョアの醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に労働者農民が自らの手で醫療事業に着手するに至つたのは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反對等種々の困

難あるに拘らず、各施設とも何れも相當の成績を擧げてゐる。尙昭和八年には社會大衆系の港南診療所が、九年二月には同系統の大衆診療所（井上良二氏經營）が、一月には大衆病院（田萬明子氏經營）が何れも大阪に開設され、昭和七年創立

にかゝる無産婦人同盟經營の無産者病院と、もに何れも此種病院としては最上の設備をもつて診療に従事しつゝある。主なる無産者診療所の現況は左表に示すが如くである。

名稱	所在地	開始年月	經營責任者	關係團體	被診療者數	診療科目、設備その他
大衆診療所	大阪市此花區吉野町一丁目	昭和九・三・一	井上良二	大衆醫藥同盟	自昭和九・二、至昭和十・一（但し第二第四日曜全休、他日曜祭日半休を除く） 總數 四六、三九人 一ヶ月平均 三、八五〇人 一日平均 一三六人	内科、外科、皮膚科、花柳病科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、肛門病科、看護員數四名、藥劑士二名、看護婦五名、その他二名、内科、外科、眼、耳鼻科、産婦人科、藥局、待合室各室に分る
大衆病院	大阪市港區市場通二丁目	昭和九・一・一〇	田萬明子	社大黨・全國労働組合	概算 二〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、産科婦人科、小兒科、耳鼻咽喉科、眼科、レントゲン室、物理科、各科入院病室、ゲン室、大陽燈室、研究室、等
港南診療所	大阪市大正區中通四丁目	昭和八・二・三	荒木則敏 田萬清臣	社會大衆黨 全國労働組合、その他	概算 二〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、婦人科、手術科、眼科、皮膚科、婦人科、手術科、眼科、皮膚科
無産者病院	大阪市東區南玉造町	昭和七・九・七	無産婦人同盟 （理事制）	無産婦人同盟	一ヶ年延人員 六九、三五人 （内、二、三八人無料患者）	内科、外科、小兒科、皮膚科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、看護婦、産科、小兒科、皮膚科、各科入院病室七、習病室十二、手術室、各科室に分る
大衆診療所	大阪市港區夕風町二丁目三六	昭和五・三・三六	田萬清臣	社大黨、全國労働、その他	一ヶ年延人員 五〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、皮膚科、手術室、その他

社民病院	浪速区	昭和六・三	(組合員數 以下同じ)	三、三六二	内、外、小兒、婦人、花柳、齒、眼、耳鼻喉科、看護婦十二名、事務員七名、看護婦十二名
神戸大衆診療所	神戸市葺合區 割塚通一ノ二 五(東部)	昭和九・五	(經營責任者) 永江一夫 中川光太郎 (經營理事者) 高野岩三郎 森戸辰男 河上丈太郎 松澤兼人 阪本勝	全日本勞働總 同盟兵庫縣 聯合會	一ケ年延人員 一七六、五八八人
大衆診療所	大阪市南區	昭和六・三	社會大衆黨	一ケ年延人員 七、五〇〇人	個人經營(黨支部の囑託による) 一劑十錢
同	浪速區	昭和七・二	同	同	同
同	大花區	昭和六・三	同	同	同
民衆保險組合醫療部	西ノ宮市	昭和七・六	總同盟 西ノ宮支部	十五日間 一三	同
東磐實費診療所	岩手縣 千厩町	昭和七・六	社會大衆黨 東磐支部	四十日間 六〇〇	同
薄衣實費診療所	岩手縣 東磐井町	昭和七・五		四〇〇	同

以上の他日本勞農救援會(準備會)がプロレタリア醫療制度確立のために活動しつつある。勞働救援會は相次で左翼化團體が崩壊して行つたにも拘らず、獨り残存し左翼の孤壘を

固守してゐる。その醫療事業方面の活動は勞救に合體せる舊醫療同盟の擔當に屬し、その活動は無産診療所の設立を中心にストライキ應援診療、移動診療班の組織にまで及んでゐる。

る。學校所屬診療所は東京、大阪に數ヶ所存するが、彈壓のため相次で閉鎖されてゆくものが多い。

第二節 施療病院及診療所

第十四回社會事業統計要覽によれば、昭和六年度における我國の施療を取扱ふ病院は、一四二ヶ所あり、うち公設は三五、私設は一〇七である。收容定員は合計五、八五七なるに對し、現在の患者數は入院三、七六三、外來二五、〇一三にして、これが經費は六、一八八、四四八圓である。このうち百人以上の收容定員を有する規模の大なるものは、

- 函館慈惠院附屬大森病院（一〇〇）、東京慈惠會醫院（一五〇）、泉橋慈善病院（一〇〇）、東京市立築地病院（二三〇）、實費診療所（一一七）、恩賜財團濟生會牛込病院（一〇〇）、恩賜財團濟生會病院（一七五）、養育會病院（一三二）、東京同愛記念病院（二四八）
- 東京市立廣尾病院（二四〇）、東京市立大塚病院（一五五）、至誠會病院千歳村分院（一三一）、京都施藥院協會京都施藥院（一三〇）、弘濟會救療部大阪慈惠病院（七〇〇）、日本赤十字社大阪支部病院（一二八）、恩賜財團濟生會大阪病院（一一〇）、大阪市立市民病院（二七〇）、日本海員救濟會神戸病院（一〇〇）、前橋積善會（一三二）等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き三一〇（内、公設五五、私設二五五）、外來患者實人員は七五七、七六三人にして延人員は九、二四二、五六二人を示してゐる。診療所全體の

經費は合計一、六六四、四一八圓である。

第三節 特殊施療施設

昭和八年における施療施設を有する精神病院數は公立六、私立三八、計四四にして收容定員は合計九、〇二二人である

次に癲癲養所の昭和九年度の狀況は左表の如くである。

道府縣	名稱	收容人員	入院		經費	組織又經營主體
			實人員	延人員		
東京	好善社經營私立病院慰廢園	九三	二四七	三、七〇五	三、四一九	（社）
東京	第一區府縣立全生病院	一、〇〇〇	一、二二九	三六、六五三	二七、七〇三	（府縣）
大阪	第三區府縣立外島保養院	五五〇	六八七	二八、四四七	—	（府縣）
群馬	草津聖バルナバ醫院	二〇〇	一九九	六六、一四七	四七、二七七	
群馬	草津鈴蘭園	四〇	一六	二、五九九	二、九五三	
群馬	外來		六九			
群馬	外來		六二			
静岡	神山復生病院	二二七	一四一	四三、六二一	二四、八二三	（財）
山梨	身延深敬病院	六〇	七三	二〇、四三九	九、六五九	（財）
青森	第三區癲癲養所北部保養院	五〇〇	六二九	一七、六三九	二九、八二五	（廳縣）
香川	第四區大島療養所	五〇〇	六七〇	二五、四三七	一七、五九〇	（縣）
熊本	熊本回春病院	八〇	九七	二九、八五七	四七、〇八九	（財）
熊本	待勞院	八〇	九九	二九、九八三	三六、六七〇	（社）
九州	九州療養所	五〇〇	七四六	三三、九〇三	二四、八三〇	（縣）

計 公設 七三、八二〇 四、八〇五 一、四三三、〇四九 五八、六二八
私設 三

(備考) 一、外島保養院、草津鈴蘭園、身延深敬病院、九州療養所の数は前年度調。二、本表の外、群馬に栗生樂泉園、(官)、ホーリネス教會、岡山に長島愛生園(官)鹿兒島に星塚敬愛園(官)、沖繩に宮古療養所(縣)の施設あり。

結核療養所の昭和九年度の施設状況は、左表の如く公設一九 私設一〇、計二九にして收容定員は合計三、三八七人である。

道府縣	名 稱	組織又 主體	收容 定員	入院		經費
				實人員	延人員	
北海道	市立柏野療養所(京)		?	?	?	?
	市立札幌療養所(市)		五六	一三六	一六、三六〇	?
	東京市療養所(市)		一、一七〇	二、八二四	四二八、二〇五	六八〇、八四四
東京	大森病院		七五	一七四	二四、〇八五	二三、〇三三
	救世軍療養所(財)		二三〇	四九九	七六、七六八	四六、二九一
	ガーデンホーム(財)		七九	二二一	二五、四三四	四九、五四九
	東京府立清瀬病院(府)		二〇〇	三六五	七三、三六五	九七、七三三
	東京縣立靜和園(府)		一〇〇	八九	一一、三〇七	四九、九六一
京都	日本赤十字京都支 部結核患者診斷所(社)		六	一六	一、七三五	五、六一〇
	京都府立宇多野療 養所(市)		二〇〇	三七七	六三、二四二	一四二、七三八
	大阪府立刀根山療 養所(市)		四二〇	七八〇	一四九、四〇三	二〇〇、五二六
大阪	弘濟會救療部生野 保養所(財)		?	一〇五	一七、五三五	大阪慈惠病 院ニ合マル

第四部第二篇 社會事業施設

神奈川	横浜市療養院(市)	一七〇	三七一	六〇、二二〇	九三、三五九
	聖テレシヤ七里ヶ 濱療養所(財)	六	一四	一、三九七	六一、七九四
兵庫	神戸市立屯田療養 所(市)	一〇〇	二五〇	三四、四八九	?
	長崎・長崎市療養所(市)	六〇	八八	一二、六〇〇	?
新潟	新潟有明療養所(市)	六〇	一七七	一九、七七五	三三、九三三
	栃木・宇都宮市立療養所(市)	三〇	五六	一〇、二〇五	三三、九二五
愛知	名古屋市八事療養 所(市)	?	六九九	七二、六九五	八三、七八三
	日本赤十字社八事 療養所(社)	六三	一五五	一九、一三八	三三、五五五
静岡	恩賜財團濟生會八 事結核療養所(財)	二〇	三三	六、七六八	八、二四八
	静岡市立静岡療養所(市)	三五	六五	一一、三九〇	?
岐阜	岐阜市療養所(市)	三〇	四四	五、一八九	?
	福島・回春園(縣)	五〇	六一	一一、二七八	?
石川	金澤市若松療養所(市)	八〇	一九四	二九、二八四	四六、三六四
	岡山市半田療養所(市)	四〇	一〇三	一六、〇三五	?
広島	日本赤十字社糸崎 療養院(社)	五三	五九	四、一七五	其他表ニ 合マル
	福岡市立屋形原病 院(市)	四〇	一三七	一六、一九四	三三、二八二
熊本	日本赤十字社熊本 支部療養所戸馳保(社)	五	一一	八一〇	二、三四三
	計	二一九	三、三三七	八、三六九	一、二三四、六六六

備考一、本表には一、社会事業調査表に依るもの、二、内務省衛生局調のもの、内結核豫防法第六條に依り設置せられたるもの、(×印)及一年中入院患者の延數凡そ三分の二以上に對して施療を行ふと認めらるるものを掲ぐ。三、自費患者は出來得る限り除きたり。四、△印は右施設欄下の數が昭和八年調なることを示す。(大阪市立刀根山療養所の經費は昭和六年度調なり)五、日本赤十字社京都支部結核患者診斷所の數、京都市立宇多野療養所の經費、弘濟會救療部生野保養所の數は昭和七年度調なり。

第四節 其の他の醫療事業

以上の他醫療保護事業につき注意を要するは産業組合法に依る醫療利用組合の最近における發達である。醫療組合は最初大正十一年頃産業組合が兼營事業として醫療部を開設せるに始まり、主として農村のみに限られた小規模のものに過ぎなかつたが、近年都市小市民にして開業醫若しくは無料又は輕費の診療機會を利用し得ざるものが、組合組織による醫療施設を利用せんとする傾向を見るに至り、單に農村のみでなく諸都市にもこの種組合の設立を見るに至つたのである。

全國醫療組合の現況については昭和十年十月現在九十一組合を算し聯合會加盟組合をも含めれば百四十八組合に達してゐる。その分布狀況は一道二府二十七縣に及び、岩手十一、青

森、秋田各八、新潟、臺灣各五、長野、愛知、三重、島根、群馬各四、静岡、熊本各三、栃木、東京、山梨、岐阜、兵庫、岡山、高知、福岡各二、北海道、埼玉、神奈川、岐阜、滋賀、奈良、京都、鳥取、廣島、長崎、佐賀、鹿兒島各一となつてゐる。總組合員數二十五萬、一ケ年利用額二百五十萬圓に上つてゐる。之等組合の連絡統制機關としては北海道東北六縣醫療利用組合協議會、關東地方醫療組合協議會、青森縣醫療組合協會、岩手縣醫療組合聯合會、新潟縣醫療組合聯合會、群馬縣醫療利用組合協會、全國的機關として全國醫療組合協會が在る。左に青森、秋田、岩手の三縣につきその醫療施設の現況を掲げて置く。

組合數	組合員數	區域内總戶數に對する割合	全縣總戶數に對する割合	所屬病院數	所屬診療所數	合計	一組合員當り利用料
青森縣 八	四、〇〇七	三三・九%	三三・七	一三	一九	三二	一六・五〇
秋田縣 八	四、八七八	三六・〇	三三・〇	九	二六	三五	六・二六
岩手縣 一三	三、〇〇〇	二五・五	二二・三	二	六	二七	
三縣合計 元 二九、九五	二九・七	二五・七	二五・七	三三	五	四二	二・二六

第二篇 兒童保護事業

我國に於ける兒童保護事業は各種社會事業中最も重要な部門をなすものである。然しその施設の内容に於ても亦法制としても未だ社會の要求に充分副ひ得るものと言ひ難い。只昭和八年十月より兒童虐待防止法が實施せられ、更に九年には少年教護法が實施せられるに至り、兒童保護事業に關する法制上の不備は此點に關する限りに於ては除去されるに至つた。昨年設立された恩賜財團愛育會では本年に入つて積極的な活動を開始し、保育事業に關する講習會、愛育展覽會の開催、愛育事業功勞者の全國的表彰等を行つた。更に愛育會では赤十字、愛國婦人會、醫師會、齒科醫師會、佛教社會事業產婆會、國防婦人會その他婦人團體と協力して全國各府縣に母子愛育聯盟を結成することゝなつた。同聯盟は母子保護に關する事業並に施設の相互連絡を計り、一般母子愛護に關する知識の普及を目的とするものである。

第一章 妊産婦並に乳幼兒保護

第一節 妊産婦並乳幼兒保護施設

我國に於ける妊産婦保護は法令に依るものとしては、工場法による産後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規定に依るものゝ外、救護法に於ては貧困のため生活する事能はざる妊産婦が救護の客體となつてゐるのみに止まる。乳幼兒保護施設としては乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等があるが、それ等施設の概要を「第十四回社會事業統計要覽」に據つて左に掲げる。

産院 昭和九年度における産院の數は四八にして、内、八は公設、四〇は私設である。而してこれが收容定員數は六九〇人である。これが分布状態を見れば、北海道二、東京九、京都三、大阪四、神奈川二、新潟一、埼玉一、栃木二、愛知一、福島一、岩手一、石川一、岡山に、山口一、香川一、愛媛三、福岡四、佐賀一、熊本二であつて、比較的その收容能力の大なるものは日本赤十字社産院、恩賜財團濟生會乳兒院附屬産院、日本赤十字社大阪支部病院産部、松山醫師會附屬無料産院の八〇人乃至五〇人であつて、他は三〇人以下が多い。

産婆 助産事業として公設産婆、妊婦無料相談所及び巡回産婆等の設備は昭和九年度においては三二二あり、内公設二五〇、私設七二である。これら施設の最も多き地方は長野であつて、岡山、富山、山口等がこれに次でゐる。

乳兒保護施設 乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等がある。昭和九年度乳兒保護施設は二〇を算へるのみにして、内公設は五

私設は一四である。

晝間保育(託児所) 近年著しき發達を見せ、昭和六年度においては全國に五六七(前年より八五増)内、公設一一、私設四四九である。收容人員は合計五九、四七五(内、公設一一、〇一一、私設四八、四六四)である。季節託児所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社會局昭和五年の調査によれば總數二、五一九、内、公設四五八、私設二、〇六一にして、公設中市設僅かに四〇にして他は町村營である。

第二節 乳幼児保護運動

前項に於ける乳幼児の保護施設の完備充實を圖ると共に、保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるため多くの社會事業機關が一般に呼びかけてゐる。なかんづく中央社會事業協會では毎年五月五日を中心にして前後一週間全國各地一齊に乳幼児愛護週間を催し、パンフレット、ポスターの作成頒布、ラヂオによる講演、講習會の開催、健康診査票の作成頒布その他を行つて有力なる宣傳を行つて來たが、本年より昨秋の全國兒童保護事業大會の決議に基き、從來毎年十一月十五日より一週間行はれてゐた全國兒童榮養週間を初め、兒童保護に關する諸運動は、凡て此の週間運動に併合して兒童愛護週間の名の下に舉行された。左に第九回全國兒童愛護週間實施要項により中央に於ける實施事項を掲げて置く。

【實施事項】 一、兒童愛護マークの作成頒布。二、兒童愛護に關するパンフレット『こどもの育て方』の作成頒布。三、育兒カレンダーの作成頒布。四、乳幼児健康診査票作成配布。五、兒童愛護思想並兒童保護施設に關する參考資料の作成頒布。六、週間宣傳用ポスターの圖案募集。七、週間宣傳用ポスターの作成頒布。八、道府縣地方長官、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東州廳長官及地方社會事業協會長に對し週間實施につき盡力方を依頼すること。九、内務省(社會局、衛生局)文部省並拓務省に對し週間實施の趣旨に賛し道府縣地方長官並朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東州廳長官に對し夫々其管下に於ける右週間實施に付盡力相成る様通牒方を依頼すること。一〇、恩賜財團愛育會、恩賜財團濟生會、日本赤十字社、愛國婦人會、大日本聯合婦人會、大日本聯合青年團、大日本聯合女子青年團、日本醫師會、日本齒科醫師會、藥劑師會、衛生會、學校衛生會、生活改善中央會、日本產婆會、帝國教育會、日本少年教護協會、日本少年保護協會、兒童擁護教會、全國育兒事業協會、日本榮養協會等に右週間實施に付協力援助を依頼すること。一一、兒童保護に關するラヂオ放送に付東京中央放送局へ交渉すること、新聞社、雜誌社等に依頼して兒童愛護に關する記事を掲載し週間實施の趣旨の宣傳をなすこと。一二、工場鑛山に於ける妊産婦保護及兒童保護促進の爲め大藏省、鐵道省、陸軍省、海軍省、産業福利協會、全國産業團體聯合會、協調會等に對し協力援助方を求むること。一三、兒童愛護に關する講演會、講習會、母の會等に對し講師の斡旋をなすこと。

第二章 貧兒保護事業

第一節 不就學兒童

1 不就學兒童數

昭和九年度における學齡兒童數は一一、一五〇、八二四名内不就學兒童數は四六、九〇四名であつて、就學歩合は九・五八%である。貧兒又は病兒に對する就學猶豫若しくは免除が規定（小學校令第三十三條）されてゐるので、今尙ほ相當の數に上つてゐるのであらう。

種別	學齡兒童（昭和九年度文部省調）		計
	男	女	
就學	五、六九、八三三	五、四七、一〇七	一一、一〇、九四〇
不就學	二、三、七二六	二、三、一八八	四、六、九一四
計	五、六三、五五九	五、四九、二九五	一一、一三、〇五四
就學歩合	九一・五八	九一・五八	九一・五八

2 兒童就學獎勵概況

昭和八年度における兒童就學獎勵資金の國庫交付額は一、三二五、三一七圓であるが、その他の収入を含めて獎勵資金總額は一、六九六、八四九圓である。道府縣・市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐる。

即ち、教科書、學用品、被服、食料、生活費等の支給であり、中には交互に二項乃至五項の支給をなせるものもある。昭和八年度における道府縣、市町村及び公益團體の就學獎勵資金支出狀況は左の如くである。

	支給人員	支給金額
道府縣の支給	一、七〇二	二、三、〇七
市町村の支給	一、一七、四三九	二、三、一、〇六五
公益團體の支給	五八、六四三	一〇九、三三八
計	一、三五、七八三	二、四、四、四七〇

第二節 缺食兒童保護

昭和七年九月以來文部省は要給食兒童の榮養改善と就學獎勵のため、訓令「學校給食臨時施設方法」に據り、學校給食施設費として國庫より七ヶ月分五十一萬三千三百餘圓一ヶ年八十八萬圓が道府縣に交付せられ、當時文部省より發せられた通牒「學校給食施設方法に關する件」に則り、全國市町村立小學校をして一齊に學校給食を開始せしめた。その第三年たる昭和九年度給食施設費總計二百二十九萬五千六百六十九圓、實施市町村數は九千三百四十六であつて、その施設の概況は左の如くである。

昭和九年四月より同十年三月に至る滿一ヶ年間に於て學校給食を實施せる市町村數は七千四百七十七にして現品給與施設をなせる市町村數千八百六十九を合すれば總計九千三百四十六となり、

給食費人員	給食費人員			食費計	一人一食當り食費	事務費	設備費
	公費	私費	計				
公費	四八五、八三〇	—	—	—	—	—	—
私費	—	—	—	—	—	—	—
計	四八五、八三〇	—	—	—	—	—	—
公費	—	—	—	—	—	—	—
私費	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—
公費	—	—	—	—	—	—	—
私費	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—
公費	—	—	—	—	—	—	—
私費	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

第三節 兒童虐待防止事業

近時財界不況に伴ひ各種の兒童虐待の事實が漸増し且つその性質も著しく苛酷を加ふる傾向あるに鑑み、政府では兒童

兒童虐待防止法實施狀況（社會局保護課昭和九年度）

法第二條に依り保護處分を受けたる兒童數

第一項第一號處分（訓誡）

同上第二號處分（條件付監護）

虐待防止法を制定し、昭和八年四月一日公布、十月一日實施するに至つた。昭和九年度中に於ける同法實施狀況を見れば左の如くである。

年齢別	親權者若くは後見人の虐待に係るもの			然らざるもの			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—

六歳以上 十四歳未満	元	三	七	六	七	七	三	七	三	七	三
十四歳以上 十五歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	四	元	七	九	六	八	三	八	三	八	三

第一項第三號處分(收容委託)

合計

親権者若くは
後見人の虐待
に係るもの

然らざるもの

計

親権者若くは
後見人の虐待
に係るもの

然らざるもの

計

一歳未満	男	一	女	一	計	男	一	女	一	計	男	一	女	計
一歳以上 六歳未満	男	八	女	二	計	男	一	女	一	計	男	二	女	計
六歳以上 十四歳未満	男	五	女	三	計	男	九	女	三	計	男	七	女	計
十四歳以上 十五歳未満	男	一	女	二	計	男	一	女	二	計	男	一	女	計
合計	男	一五	女	八	計	男	二二	女	一六	計	男	二七	女	二二

〔備考〕—括弧内の数字は同一児童に對し各號の處分を行ひたるものとす。

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數

第二項處分

十四歳以上十五歳未満

計

一歳未満	男	一	女	一	計
一歳以上 六歳未満	男	一	女	一	計
六歳以上 十四歳未満	男	一	女	一	計

第三章 少年職業紹介

少年の職業指導並びに紹介の事業としては、昭和九年十二

月末に於て二箇所少年専門職業紹介所、九箇所専門部の設ける職業紹介所が存在してゐる。其他の職業紹介所に於ても何れも小學校と聯絡提携して職業の紹介斡旋に努めてゐる。尙ほ少年職業紹介上改善すべき事項を協議し或は職業指導、保護、事務連絡等のために全国各地に、小學校職員、紹介所職員、雇傭主、社會事業關係職員等によつて少年職業紹介委員會が設けられてゐる。昭和九年五月末現在に於ける設置箇所は六十八に上つてゐる。

昭和九年に於ける少年職業紹介成績並びに最近數ヶ年の年別取扱成績は左の如くである。

年別少年職業紹介取扱成績

年	求人數		求職者數		就職者數		就職率	取扱所數	聯絡小學校數		
	男	女	男	女	男	女					
大正十五年	三六、九三三	一一、九一九	一一、四四七	四、九六〇	一六、四〇七	四、五一九	一、七八二	六、三〇一	三八・四	一〇九	一九二五
昭和二年	三六、〇〇二	一〇、四〇四	一七、二七五	七、七九四	二五、〇六九	六、六四九	三、〇三六	九、六八五	三八・六	一三七	二、六一一
同三年	五三、九五五	一五、四四七	二五、七七四	一二、八二四	三八、五八八	一〇、三三〇	四、八二〇	一五、一三〇	三九・二	一四三	二、八四〇
同四年	七九、七七五	三〇、二五五	四四、八七二	二四、七六九	六九、六四一	一六、九四一	一一、五三八	二八、四七九	四〇・九	一六六	三、二五三
同五年	一一、四三三	六五、四三六	七三、四二八	五八、一九四	一三三、六三三	二七、八七七	三三、五六〇	六〇、三九七	四五・九	一九〇	三、七四八
同六年	一一、九三九	一〇一、八二六	一一〇、〇三七	一〇三、八一七	二二二、八五四	三七、〇三六	五〇、七八一	八七、八一七	四一・三	二二七	四、二〇三
同七年	一六六、三四三	一六〇、五二四	一一七、七二四	一三三、八七五	二五〇、四九九	四四、三〇四	七三、五三〇	一一七、八二四	四七・〇	二七九	四、八二一
同八年	一八三、三二八	一六六、六〇七	三三九、九二五	一四五、四八一	二七〇、九七六	四八、一三三	七七、六六六	一二五、七九九	四六・四	二九七	六、四〇六
同九年	二二二、三九五	一八八、三四三	四二〇、七三六	一三六、〇五一	二六三、七八一	五一、四三六	七〇、八〇六	一一三、二四二	四六・三	三三七	五、六八五

昭和九年職業別少年職業紹介取扱成績 (自昭和八・六・一 至昭和九・五・三一)

業種	求人數		求職者數		就職者數		就職率 %			
	男	女	男	女	男	女				
工業及鑛業	七九、五六六	九一、三四六	一七〇、九三三	五一、〇三五	五〇、六三三	一〇一、六四八	一九、四三九	四〇、四五五	五九、八四四	五八・九
土木建築	五、九三三	一三〇	六、〇六三	二、八九九	二七	二、九八六	一、八七二	一〇二	一、九七四	六六・一

商	業	一三三、二四	一一、八五四	一三五、〇六八	三七、一七三	二二、七五五	六〇、九二七	一一〇、七二五	五、〇五八	二五、七八三	四三・三
農	林業	一、一三三	三三〇	一、四三三	四八二	一七六	六五八	三五五	一五三	五〇七	七二・一
水	産業	一、一〇一	一五三	一、二五四	九五三	一三四	一、〇〇七	八九四	一三三	一、〇一七	九四・四
通	信運輸	二、七〇九	二、二二七	四、九三六	三、二九七	四、三三二	七、六〇九	九四三	九四六	一、八八九	二四・八
戸	内使用人	八、一三五	七三、四六六	八二、六一	一九、八四四	四一、三七九	六一、二二三	四、三四六	一九、八一	二四、一五七	三九・五
雜	業	一〇、六〇五	八、八三七	一九、四三三	一〇、〇七八	一七、五七五	二七、六五三	二、八六三	四、二〇九	七、〇七一	二五・六
計		二二二、三五五	一八八、三四三	四二〇、七三六	一三五、七三〇	一三八、〇五一	二六三、七八一	五二、四三六	七〇、八〇六	二二二、二四二	四六・三

第四章 虚弱児保護事業

虚弱児童のための施設は東京の日本栄養協會、児童愛護會（一ノ宮學園）、虚弱児童養護協會、東星學園、大阪の弘濟會養育部海養育舎、神奈川の白十字會林間學校、千葉の日本赤十字社千葉支部富浦海兵學校、長野の上諏訪町児童愛護會、高山保養所の八ヶ所で、收容人員は合計五九八人である。

（昭和九年度）

病児保護施設は、公設三、私設一五、計一八にして、その收容定員は二〇五人ある。この内三〇人以上の收容定員を有するものは、東京の日本赤十字社産院乳兒科、恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪の日本赤十字社大阪支部病院乳兒部、愛知の日本赤十字社愛知支部産院乳兒科等である。（昭和六年度）

第四篇 社會教化事業

社會教化に關する施設は、之を大別すると消極的に教化手段に依つて社會の害惡を除去せん事を主とせる融和事業、矯風事業の如きものと、積極的に智徳を涵養して庶民生活の進歩發達を圖る事を主とする隣保事業、教化事業等があり、之等施設は内務、文部兩省の管掌するところであるが、茲には文部省 管掌にかゝる社會教育施設と、社會局の管掌する隣保事業につき、その概要を述べるに止める。

第一章 社會教育

1 青年學校

青年教育は從來實業補習學校と青年訓練所とに分れてゐて統一を缺く憂ひがあつたので、多年文部省では之が統一を企畫しつゝあつたが、昨年十二月陸軍當局の諒解を得て兩者を合併し新に青年學校を設置することに決し、關係法令の改廢等具體案作成中であつたが、本年三月三十日勅令第四一號を以て公布、即日施行せられ、右に基づき文部省では省令第四

號を以て青年學校規程を制定した。同時に實業補習學校及び青年訓練所は廢止せられた。左に文部省の「青年學校令及青年學校規程」制定の要旨並に施行上の注意事項の中から拔萃して置く。尙「青年學校令」の條文は卷末附録に載録し置り。

一、青年學校の本旨に關する事項 青年學校は小學校卒業後直に社會の實務に従事する男女大衆青年に對して普く教育の機會を與ふると共に青年教育上最も重要な時期に於て其の教養に間隙なからしめんことを期するものにして其の教育の本旨は從前の實業補習教育及青年訓練の特質を融合して心身の鍛鍊及徳性の涵養と職業其の他實際生活に須要なる知識技能の修得とを主眼として教授及訓練を爲し以て健全なる國民善良なる公民たるの素地を育成するにあり而して此等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものなるに付學校の組織内容は通常の學校に比し著しく簡易自由を旨とし以て地方の情況、青年の境遇等に適應せしむるものとす。

一、入學に關する事項 青年學校の各科の入學資格に關しては普通科に在りては尋常小學校卒業生、本科に在りては普通科修了者又は高等小學校卒業生、研究科に在りては本科卒業生とする外夫々之に相當する素養ある者とせられたり是れ青年學校に於ては學歴のみに依ることなく平素の修養の效果、社會生活の體驗等を包含せしめたる資質を標準とする事を適當と認められたるに由る更に中等學校の半途退學者其の他特別の事情にある者に對しては其

の年齢及素養に應じて青年學校の各科の相當年に入學せしむることを得ることゝせりされば入學資格に關しては青年學校の性質に鑑み嚴格なる制限を設くることなく他の諸學校に入學せざる男女青年の修學を容易ならしめんことを期すべし。

一、設備に關する事項 青年學校の設備に關しては校地、校舍其の他必要なる設備を爲さしめ且つ他の學校等に併設し得る事とせり而して學校の性質に鑑み其の設備は比較的簡易なるべき其の教育の實績を擧げんが爲には相當の設備を必要とするを以て一般に之が整備に力めしむると共に他の學校等に併設したる場合に於ても少くとも専用教室を備へしむることゝし更に職業科等の教授及訓練に關しては實驗實習を必要とするが故に實習場等の適當なる設備を爲さしむべし尙夜間に於て教授及訓練を行ふものに在りては照明等の設備に留意せしめ教育上及衛生上支障なからしめんことを期すべし。

一、青年學校に於ける社會教育施設に關する事項 青年學校に於ては其の學校の生徒に對する教育の外進んで當該學校卒業者其の他一般市町村に對して隨時講習を爲すことを得しむることゝせり斯の種設備は公衆の教養に資する所尠からざるを以て各青年學校に於ては其の施設經營上常に一般の教育教化に意を致し以て地方に於ける社會教育の中樞たらんことを期せしむべし。

一、青年團體等との關係に關する事項 市町村に於ける青年學校の發達は市町村當局の努力市町村内各種團體との聯繫其の他一般市町村民の後援等に俟つた所尠からず殊に青年學校と青年團體と

の關係に就きては青年學校の生徒は概ね男女青年團員たるべきを以て青年學校は青年團體の重要なる教育機關として相互の聯絡を密接ならしめ以て兩者の調和的發達を期すべし更に教練科の指導は主として在郷軍人が之に當る關係上在郷軍人會との聯絡提携に留意すべし。

2 青年團

昭和十年四月末日現在における男子青年團數は一七、七二五であつて、正團員數は二、四五四、三三七人である。之を前年度に比較すれば、團體數においては一、六二六の増加を示してゐるが、團員數においては八、五三六人の減少となつてゐる。同期における女子青年團數は一五、〇二一、正團員數は一、五六八、五六二人で、團體數において九六八、團員數において七、二〇五人の増加を示してゐる。

3 中央教化團體聯合會

教化事業の連絡統制の中央機關たる中央教化團體聯合會の本年度に於ける活動として第十二回全國教化聯合團體代表者大會の概況を左に掲げる。

全國教化聯合團體代表者大會 六月十二、十三日、大阪市大手前國民會館に於て開催。出席者に齋藤會長外六百名。文部大臣の諮

問事項並に答申及び協議事項並に決議を掲ぐれば左の如くである。

(決議)本案は文部大臣諮問事項に對する答申中に包含せらるゝものと認む。

一、農村都市の相互依存の精神を更張するの件。(決議)本件に關しては中央教化團體聯合會教化事業調査會の調査に委託すること。

(緊急動議)一、皇紀二千六百年(昭和十五年)に際し樞原神宮外苑内建國會館に於て全國教化聯合代表者大會を開催するの件。(決議)右は適切なる提議と認むるを以て中央教化團體聯合會に對し皇紀二千六百年右大會を建國に最も由緒深き地に於て開催せられんことを希望す。

〔文部大臣諮問事項〕

一、國民精神を一層剛健ならしむる爲最も適切なる方策如何。

(答申)多難なる現下の我が國情に鑑み國民精神を一層剛健ならしめんが爲には建國の大理想に基き特に左記事項の徹底的實行を期するを以て適切なりと認む。(記)一、神勅、歴代詔勅、宸翰、御製の奉體と其の御趣旨の普及徹底に必要な諸施設の實施。二、御陵、神社に對す崇敬觀念の高調と其の參拜の勸奨。三、神話、傳説、國史等の研究獎勵と我が國語、國文の尊重。四、忠臣義士、孝子節婦の事績顯彰と其の記念會、慰靈祭等の舉行。五、祝祭日の國民化、家庭化の徹底と其の舉式及國旗掲揚の勵行。六、武道及國技の練磨高揚と健全なる體育運動の獎勵。

第四部第四篇 社會教化事業

七、郷土文化の顯揚と其の醇風美俗の助長による健全なる町村風の樹立。八、宗教的情操の涵養及柔弱淫靡の毒風の排除。九、立憲治下に於ける自治公民の本義闡明による國民的自覺の強化。一〇、不健全なる思想及社會事象に對する善導匡正。一一、國民精神を剛健ならしむるに適切なる冊子の編纂、配布並に講習會、講演會等の開催。一二、學生、生徒及青年團員の禁酒禁煙の勵行。

(協議事項)一、選舉肅正の實を擧ぐるに適切なる教化對策如何。(決議)選舉の肅正を圖り政治の公明と其の淨化を期せむとするは我等の素願にして又夙に微力を傾倒し來れる所なり。然るに近く府縣會議員並に衆議院議員選舉相次いで施行せられんとするに當り、茲に我等教化に携はる者は銳意率先之が肅正の實を攀げ範を垂るゝと共に一層全國的に相互の連絡提携を緊密にし左記方針に基く具體方策の實施に努め以て多年の情弊を打破し憲政の發展に寄與せむことを期す。一、國民思想を教化善導するに就て最も適切なる具體方策如何。

第二章 教化事業

第一節 隣保事業

昭和九年度における隣保事業數は市町村營四一、法人營五一、其の他七七、計一六九であつて、その經費は一、二〇七

七六一圓である。これを前年度(昭和七年度)と比較すれば、事業数の増加したるに對し経費は可成り減少してゐる。隣保事業に於て行ふ施設事項の種類は近隣の事情によつて異なるべきものであるが、事業の性質上教育及修養に關する事項がその最も重要なものであつて、且つ通例行はれてゐるものである。即ち學級組織による初等教育、補習教育、労働者教育等の外定期又は随時に講演會、講習會、討論會、讀書會、研究會等を開催し、俱樂部組織に依つて音樂會、文藝會、演劇等を行ひ、尙近隣の家庭訪問、健康訪問等に依つて社會調査をなし、託兒事業、圖書館、人事相談、救療事業、消費組合等の施設を設けてゐるものも尠くない。

第二節 婦人保護

昭和九年度における婦人保護施設は二六にしていづれも私設である。而してその経費は一八二、五六六圓であつて保護人員三、四三三、保護件數二三、〇四二件である。主なる婦人保護施設は左の如くである。

道府縣名	稱	組織又ハ 經營主體	保護 人員	經費	資産	職員
救世軍東京婦人ホーム(財)			一三六	五、八九二圓	九、三〇八圓	四
救世軍世光寮(財)			七四	一、三〇二圓	一三、六二〇圓	四

道府縣名	施設名	訪問數	經費	資産	職員
東京	救世軍警察及刑務所訪門部	二、〇九八			
東京	救世軍旅客の支部(財)	四八〇			
東京	救世軍廢娼部(財)	四三九			
東京	日本基督教婦人矯風會	九六		六、八三三	九二、〇六〇
東京	東京婦人ホーム				
東京	大谷婦人館			一四、〇一八	八五、七三三
東京	淺草寺婦人會館婦人相談宿泊所				
東京	救世軍光の家(財)	五七六		四、一三三	
東京	救世軍機恵子寮(財)				
大阪	大阪婦人ホーム(財)	三〇三		六、五七一	一九七、八二七
神奈川	日本基督教婦人矯風會	一七五		一、三九二	五、五〇〇
兵庫	神戸婦人同情會(財)	四四〇		二四、八六九	一七、六六一
兵庫	神戸女子家庭塾	一六五		四、三三三	一〇、二〇〇
郡馬	婦人相談所相愛館(財)	二、四三〇		一、二六七	二、二八八
郡馬	伊勢崎町婦人相談所	八三			
愛知	婦人の家和光寮	六六		八三三	六、九三〇
愛知	友の家	一七			
長野	長野婦人相談所			二、二五四	
宮城	救世軍愛館(財)	六二		九六、三三〇	七五、〇〇〇
宮城	婦人相談所	一四二		四六七	三、五九三
秋田	秋田婦人ホーム	一八		一〇三	一五、五四三
岡山	倉敷婦人人事相談所			八七八	一〇、〇〇〇

山口	關門婦人同情會	件	二	—	—
德島	基督婦人矯風會德島支部婦人ホーム		一〇、四八四	二、二九〇	四、六二四
福岡	福岡婦人ホーム	×	九	一、二〇〇	一、五〇〇
計	私設	二	三、四三四	一八二、五六六	三〇九、一〇二

〔備考〕一、婦人相談所相愛館は郡馬縣社會事業協會の經營に係るものなり。二、×印施設の數は前年度調なり。

第四部 (社會事業) 統計表

第一表 社會事業施設累年表 (第五四回統計年鑑ニ據ル)

總數	昭和七年末										同六年末										同五年末										同四年末										同年末									
	總數	聯絡	調査	養成	方面	方面	方面	產婆	產院	託兒	教育	教育	其他	住宅	共同	公共	簡易	公共	公共	公共																														
10,339	55	35	33	70	1,010	391	45	589	27	589	59	270	3,384	153	291	70	167	34	34	34																														
9,933	43	35	33	166	677	391	39	589	134	261	265	2,650	3,383	159	304	68	208	34	34	34																														
8,945	43	35	22	83	155	391	39	506	110	161	270	3,333	148	319	80	226	261	261	261	261																														
8,539	44	35	20	74	150	378	40	499	110	161	256	3,270	140	311	77	225	196	196	196	196																														
7,510	44	36	18	75	103	371	43	365	111	163	247	2,653	144	313	73	179	199	199	199	199																														

第四部 統計表

六九五

日本勞働年鑑

六九六

及失防	不救濟	授		聯業		職業		院外		院內		其		施療		診療		精神		結核		癩療		隣保	人事	婦人	司法	其
		授	產	業	業	補	導	助	助	他	院	院	所	所	院	所	所	所	業	談	護	人	年					
		711	711	462	5	195	113	195	105	274	274	143	273	373	143	273	373	4	26	26	27	27	133	153	146	23	89	326
		711	711	421	5	195	105	195	105	273	273	143	273	373	143	273	373	9	26	26	27	27	133	155	146	23	83	233
		711	711	304	6	195	96	195	96	273	273	135	336	336	135	273	336	9	26	26	26	26	133	155	146	18	81	277
		711	711	256	6	178	90	178	90	271	271	126	303	303	126	271	303	6	25	25	25	25	133	147	146	19	89	208
		696	696	337	6	171	85	171	85	270	270	115	269	269	115	270	269	3	23	23	23	23	121	149	136	28	77	199

第二表 社會事業費統計(第五四回統計年鑑ニ據ル)

總額

昭和十年度 (豫算) (千圓)

昭和九年度 (現計) (千圓)

昭和八年度 (決算) (千圓)

昭和七年度 (決算) (千圓)

昭利六年度 (決算) (千圓)

昭和五年度 (決算) (千圓)

(內務省所管)

社會局費

418

404

411

404

410

517

第四部 統計表

部	時	臨	部	常	經
傷兵院設備費	100		救護費補助給	1	國立少年救護院費
國立癩療養所新營費	100		醫療救護費	1,800	傷兵院費
沖繩縣癩療養所費	14		公益質屋設備補助	50	職業紹介事務局費
社會事業調查及獎勵諸費	208		公益質屋獎勵費	378	國立癩療養所
濟生會事業補助	250		公益質屋建設費補助	50	北海道土人保護救濟費
不良住宅改良費	150		國民更生運動獎勵費	50	軍事救護費
社會事業調查及獎勵諸費	208		公益質屋建設費補助	50	少年救護院補助費
沖繩縣癩療養所費	14		公益質屋獎勵費	378	精神病院補助費
國立癩療養所新營費	100		國民更生運動獎勵費	50	職業紹介所補助費
傷兵院設備費	100		不良住宅改良費	150	救護補助費
			濟生會事業補助	250	兒童虐待防止補助費
			社會事業調查及獎勵諸費	208	行旅病人及死亡人諸費
			沖繩縣癩療養所費	14	救護費補助給
			國立癩療養所新營費	100	醫療救護費
					公益質屋設備補助
					公益質屋獎勵費
					公益質屋建設費補助
					國民更生運動獎勵費
					不良住宅改良費
					濟生會事業補助
					社會事業調查及獎勵諸費
					沖繩縣癩療養所費
					國立癩療養所新營費
					傷兵院設備費

職方地山岡 局務事					介紹業職方地野長 內管局務事					介紹業職方地森青 內管局務事					介紹業 內管			日 本 勞 働 年 鑑								
香	廣	島	鳥	岡	計	富	新	山	群	長	計	秋	山	青	岩	福	宮		北	計	沖	鹿	宮	熊		
川	島	根	取	山	山	湯	梨	馬	野	田	形	森	手	島	城	道	海	經	島	崎	本					
二	五	一	二	三	二	四	一	三	三	二	一	四	三	一	三	二	一	〇	二	〇	二	二	一	三	二	
二	六	一	一	四	二	〇	五	二	二	四	七	六	一	二	九	二	五	八	九	一	六	一	六			
	二			一	七	一	三	一		二	三	四		七	九		一	二	八		三		二			
		一			〇		〇				一	一														
四	三	三	三	八	七	三	四	四	五	九	一	四	五	二	九	五	八	〇	五	二	〇	四	〇			
				一	九		九				一						一	一								
				一	九		九				一						一	一								
四	三	三	三	九	八	三	五	四	五	九	一	四	五	二	九	五	八	二	六	二	〇	四	〇			
二	四	八	二	五	一	九		六	九	五	九	三	五	七	二	〇		一	七	七	五	二	一	八	四	

業管 紹介 管内 計	愛媛		山口		合 計
	媛	口	媛	口	
業管	4	4	5	1	14
紹介	4	4	4	1	13
管内	4	4	4	1	13
計	22	22	23	4	71
備考	233	233	243	110	619
營利職業紹介業者八三月中ノ取扱營業者數、營業者總數八二、四五七	110	19	584	30	1,771

第三表(其二) 職業紹介所一般職業紹介數月別表

昭和十年	求人數		求職者數(登録數)		就職者數		求人總數 對スル求職者總數%	求職總數 對スル就職者數%			
	男	女	男	女	男	女					
一月	79,674	77,884	157,558	93,856	65,953	159,809	33,440	40,385	73,825	63	33
二月	87,651	62,845	150,496	97,982	49,608	147,590	35,415	31,099	66,514	66	28
三月	117,010	72,643	189,653	109,931	54,356	164,287	48,947	26,635	75,572	63	31
四月	95,695	58,198	153,893	98,131	52,339	150,470	41,739	24,787	66,526	66	28
五月	85,414	54,446	139,860	98,481	44,425	142,906	43,108	18,832	61,940	74	27
六月	74,402	49,333	123,735	85,338	39,291	124,629	33,662	16,925	50,687	95	25
七月	77,642	51,385	129,027	93,125	36,911	129,036	36,590	16,051	53,641	97	26
八月	76,187	59,086	135,273	82,772	35,764	118,536	31,682	16,672	48,354	89	25
九月	82,185	61,860	144,045	94,063	45,671	139,734	31,127	19,855	50,982	88	25
十月	99,594	65,726	165,320	100,891	40,510	141,401	41,179	19,979	61,158	87	27
十一月	134,872	148,597	283,469	20,927	41,997	152,924	56,440	19,112	75,552	62	33
十二月	71,694	83,960	155,654	78,915	29,321	108,246	42,687	16,314	59,001	53	17

第四部 統計表

昭和十年計	一、〇七三、〇二〇	八四五、九六三	一、九二七、九八三	一、一四三、四二二	五三六、一五六	一、六七九、五六八	四七五、〇〇六	二六六、六三六	七四二、六四二
昭和九年計	九五六、〇八九	八三七、九五三	一、七九四、〇四二	一、〇六八、二五四	五〇一、七二八	一、五九九、九八二	四二五、八六三	二四六、五九七	六七二、四六〇
比較増(△減)	一一一、九三〇	八、〇〇七	一一三、九四一	七五、一五八	三三、四三三	一〇九、五八六	四九、一四三	二〇、〇三九	六九、一八二

備考 求人求職ハ月中受數ヲ、比率ハ總數ニ對シテ示ス、以下同斷

第三表 (其三) 職業紹介所業態別職業紹介數

昭和十年	求人數		求職者數(登録數)		就職者數				
	男	女	男	女	男	女			
工業	三六七、二二七	三五九、九五八	七二七、一八五	四八八、二六七	一三四、九六三	六三三、三二九	一六八、七四七	一〇三、七八五	二七一、五三三
土木建築	一三六、八〇七	二〇、一五三	一五六、九六〇	一二四、八七一	一四、九〇五	一二九、七七六	六四、九六八	二、七〇六	六七、六七四
商業	二八〇、九七〇	五五、七三三	三三六、六九三	二九七、三二一	八一、五三八	二七八、八三九	七一、九五九	二二、一六四	九三、一三三
農林業	二一、六七六	三、五二八	二五、一九四	二〇、二二八	二、九八七	二三、二〇五	一七、九〇九	二、七六九	二〇、六七八
水産業	九九、三五五	七、一三四	一〇六、四八九	七〇、九六一	五、二二六	七六、〇八七	六八、三四二	四、九九〇	七三、三三三
通信運輸	二七、六七七	五、一四三	三三、八一九	三三、三〇〇	一三、二七一	五〇、五七一	一四、五八五	二、三五九	一六、九四四
戸内使用人	一九、一九七	三四八、九三二	三六八、一三八	三七、八五八	一九二、九三三	二二九、七八一	一一、〇四九	一〇〇、七四二	一一、七七一
雜業	二九、二二一	四五、四〇四	一六四、五二五	一七五、六二六	九三、四五四	二六八、〇八〇	五七、四四七	二八、八五一	八六、二九八
合計	一、〇三二、〇二〇	八四五、九六三	一、九二七、九八三	一、一四三、四二二	五三六、一五六	一、六七九、五六八	四七五、〇〇六	二六六、六三六	七四二、六四二

第三表 (其四) 日傭勞働者職業紹介數月別表

昭和十年	求人數		求職者數		紹介員數		求人對求職者數	求職者對紹介員數			
	失業者使用事業	一般事業	計	登錄其他	計	失業者使用事業			一般事業		
一月	八四〇、八六八	二六〇、〇六四	一、一〇〇、九三三	一、一三四、二八五	一三三、一三三	一、二六七、四一八	八三四、九三三	二五九、二六九	一、〇九四、一九三	一一五%	八六%

備考

計	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月
八、六三三、〇三〇	六、六四一、六四八	五、八二一、一七〇	六、三二一、四九三	五、七七一、二五九	六、二二一、四一四	六、四三三、一四七	六、一七二、六八九	七、三九九、九一六	七、七三三、五三八	一、一三三、三三三	八、九〇、八四九
四、三五五、六六一	四、三七一、一〇一	四、四二四、六八八	四、三六六、七〇三	三、七〇〇、九三六	三、八八八、二六一	四、二一六、二〇八	三、四二二、七二六	三、四九九、一四四	三、七二八、五七六	三、七二一、二八八	三、八九、〇四四
一、二九、九二六	一、一〇一、七四九	一、〇〇六、八五八	一、〇五九、一九五	九、四三二、一八七	一、〇〇九、四〇二	一、〇五九、三五五	九、六〇〇、四〇五	一、〇八九、〇三〇	一、〇〇六、一〇四	一、四八二、六〇一	一、一七九、八九三
一、五三三、〇六六	一、二六、四五六	九、九七、一四四	一、〇三三、三三八	九、五二一、五二八	九、九一、五三五	一、〇三九、一九三	九、六七、〇六九	一、〇九〇、一六七	一、〇三五、一三四	一、四二四、四四六	一、一六〇、七九一
一、五三四、六六四	九、九、〇九四	一、〇五、六九二	一、一五五、〇〇七	一、二六、八四五	一、三三、二二三	一、三三、五四九	一、〇三、八四二	一、二九、一六九	一、三三、七三三	一、八四、九三七	一、四八、四一〇
一、五三三、〇六六	一、二三五、五五〇	一、一〇二、八三六	一、一五六、三四五	一、〇七八、三六三	一、一四、七三六	一、一六〇、七四二	一、〇三〇、九一一	一、二〇九、三三六	一、一五八、九〇七	一、六〇九、三六三	一、三〇九、二〇一
一、五三三、〇六六	六、六二、〇〇五	五、七六、四六二	六、一六、三五七	五、五四、七七五	六、〇七、九八一	六、三二、一五二	六、〇二、三四三	七、三〇、三三六	七、三三、四六六	一、〇九七、七九五	八、四四、五九四
一、五三三、〇六六	四、三四、三七七	四、一七、九四六	四、三二、一一八	三、六八、五三三	三、八六、三九四	四、一三、七五三	三、四一、五八七	三、四七、七七七	二、七、四一九	三、六九、七八一	二、八八、二二三
一、五三三、〇六六	一、〇九六、三八二	九、九四、四〇八	一、〇四七、四七五	九、三三、二九八	九、九四、三九五	一、〇四四、九〇五	九、四三、九三〇	一、〇七八、〇五三	九、九八、八八五	一、四六七、五七六	一、一七二、八二六
一一一	一一一	一一〇	一〇九	一一四	一一〇	一一〇	一一一	一一一	一一五	一〇九	一一一
八九	八九	九〇	九一	八七	八九	九〇	八八	八九	八六	九一	九〇

第三表 (其五) 俸給生活者職業紹介所紹介件数月別表

昭和十年	求 人 数			求 職 者 数			就 職 者 数			求人總數 = 對スル 求職者總 數	求職者總 數 = 對ス 就職者
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一 月	一、三三一	九八二	二、三三三	三、二八一	二、二九七	五、四七八	九三四	六九七	一、六三一	三七%	一九%
二 月	一、四六六	七八八	二、二五四	三、五三七	二、一三二	五、六六九	九九九	七四三	一、七四二	三四%	一九%
三 月	一、四三四	一、〇〇七	二、四四一	五、二四七	二、六三三	七、八八〇	九八七	七七六	一、七六三	四〇%	一五%
四 月	一、九七四	一、一七〇	三、一四四	五、五五〇	四、六〇二	一〇、〇五二	一、五四二	九八六	二、五二八	四三%	一六%
五 月	一、五〇九	九〇一	二、四一〇	四、二八八	二、五〇七	六、七九五	一、二二七	七五三	一、九七〇	二八%	二九%
六 月	一、二七七	一、一九四	二、四七一	三、七四九	二、六九九	六、四四八	九三三	八四八	一、七八一	三九%	一六%

第四部 統計表

第三表 (其六) 營利職業紹介數月別表 (一般職業紹介)

昭和十年	求 人 職			求職者(登録者)			就 職 者 數			取扱業者數
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
一 月	三三、八四七	四四、六二八	七八、四七五	二四、一九九	二八、五九三	五三、七二二	一七、八一三	三三、〇八三	三九、八九六	一、七六三
二 月	三四、三三八	四四、六二六	七八、九六四	二三、三二六	三〇、〇二八	五三、二六四	一七、一三六	三二、八三八	三八、九七四	一、七〇九
三 月	四〇、七五三	五三、二五三	九四、〇〇五	二六、五三四	三七、九五三	六四、四七七	一九、八〇二	二七、〇一六	四六、八二八	一、七七一
四 月	四二、三五七	五五、七二五	九八、〇七三	二七、四一	四二、〇八六	六九、四八七	二二、一七四	二八、八五三	五〇、〇二七	一、七六九
五 月	四四、七九五	五七、五七三	一〇二、三六八	二九、六八〇	四一、二〇六	七〇、八八六	二二、五六九	二九、二六一	五二、八三〇	一、六九〇
六 月	三八、七六〇	五〇、一三〇	八八、八九〇	二六、二九六	三七、三九一	六三、六八七	二〇、一五七	二五、一六九	四五、三二六	一、六二五
七 月	三八、〇七五	四九、一〇〇	八七、一七五	二五、九二九	三三、九六七	五九、八九二	一九、〇七八	二五、七三三	四四、八一〇	一、六〇四
八 月	三八、七三〇	五一、九四五	九〇、六七五	二七、九七五	三七、三二一	六五、一九六	一九、八一三	二五、六一九	四五、四三二	一、六五五
九 月	四〇、四九九	六〇、六六五	一〇一、一六四	二七、二六七	四三、七五八	七〇、〇二五	二〇、五九六	二九、一七一	四九、七六七	一、六一八
十 月	四一、二九〇	五九、一七〇	一〇〇、四六〇	二六、六五四	三八、六九三	六五、三四六	二〇、九三三	二八、二三八	四九、一五〇	一、五二七
十 一 月	三六、二八四	五二、一五九	八八、四四三	二三、四三三	三四、八五一	五八、三〇三	一八、一六八	二六、一八一	四四、三四九	一、四九三
十 二 月	三〇、八四四	四九、八五四	八〇、六九八	二〇、三四六	三五、六三六	五五、九八二	一六、七三六	二五、九八六	四二、二二三	一、五六八
計	一六、九三三	一三、五九三	三〇、五二六	四五、七六六	三五、一八七	八〇、九五三	一〇、八二〇	二二、三四〇	三三、三三九	二二

計 四六〇、七七一 六二八、八八一、〇八九、三八九 三〇八、八七九 四四〇、三八二 七四九、二六一 八二八、六五六 二三四、九六三 三二五、一三七 五五〇、一〇〇

第四表(其一)住宅組合統計 (社會局調)(昭和拾年十一月末日現在)

道	支	組合		建設費	道	支	組合		建設費	道	支	組合		建設費
		組合數	員數				組合數	員數				組合數	員數	
北海道	空	五	七九七	一、六九四、八三三	靜岡	岡	六二	六四三	一、一九三、六五四	岡山	山	一〇	二八二	九三一、一七〇
東京	五三	五、三三二	一六、四五二、三五〇	滋賀	梨	二七	二〇九	三五九、五四〇	廣島	島	七八	七八二	一、七四四、五五〇	
京都	一三〇	二、七四六	五、八七五、一六四	岐阜	賀	一五	二二八	四五五、九四〇	山口	口	四六	五六〇	九一六、八五八	
大阪	一三五	一、四六八	四、二六七、〇七〇	長野	阜	六四	六二二	八八四、五三六	和歌山	山	一九	三三〇	五七七、一三〇	
神奈川	三三八	二、二五五	四、四二〇、九二〇	長野	野	五四	四六六	一、〇〇七、九八〇	德島	島	二二	一一二	二四一、〇三三	
兵庫	一八七	一、八七七	四、二五三、一九四	宮城	城	三三	三九二	一、〇四九、八〇〇	香川	川	六	八〇	二〇九、四〇〇	
長崎	五五	五九二	一、三九九、〇六八	福島	島	六一	六〇二	六七一、三七五	愛媛	媛	四	三七七	六七五、九八一	
新潟	二二	三七三	六七五、一〇〇	岩手	手	四六	四七七	七〇〇、六八〇	高知	知	四二	三五二	五六七、一九〇	
埼玉	三三	一九八	四〇四、一四〇	青森	森	二六	二五八	五二四、〇五二	福岡	岡	一七	一、二四〇	二、六〇五、六五〇	
群馬	二八	二八七	五三五、四八四	山形	形	一八	二〇四	三三六、九二〇	大分	分	三三	二四九	五七〇、七〇〇	
千葉	四六	四九〇	七二六、八〇〇	秋田	田	一五	三九一	六三六、四五六	佐賀	賀	一九	一九四	五一〇、七二〇	
茨城	二六	二二七	三六八、五〇〇	福島	井	三五	三三〇	五九七、九〇〇	熊本	本	二三	三三四	七五八、六六〇	
栃木	三三	三三三	六七六、七二〇	石川	川	七	三三一	六八三、五〇〇	宮崎	崎	二九	三三五	五五四、三〇〇	
奈良	二四	二二五	四七五、八〇〇	富山	山	五〇	七四九	八三三、六三〇	鹿兒島	島	一八	二九七	八八〇、四五〇	
三重	五一	五八五	一、〇三四、七七四	鳥取	取	八	二九八	五八四、九二〇	沖繩	繩	一五	一一〇	二四六、六〇〇	
愛知	九三	九七七	一、七七五、八〇〇	島根	根	四五	五六六	九六九、六六五	計				二、七七〇 三、〇七三 六八、四八五、六六六	

第四表(其二) 共同宿泊所統計 (社會局調) (自昭和九年四月至同十年三月)

道	支	經營主體別箇所數			宿泊延人員			平均ヶ月數	宿泊料
		公設	私設	計	四月—九月	十月—三月	計		
北海道		1	9	9	10,843	48,414	59,257	4,936	無料七、十錢—十五錢
東京都		2	1	2	16,533	32,718	39,241	3,270	無料一、七錢—十五錢
大阪府		1	6	6	172,153	176,599	348,753	29,063	無料一、十錢—三十錢
神奈川		9	5	14	150,463	162,468	312,931	26,078	無料五、
兵庫		4	3	7	127,874	142,388	270,263	3,531	無料四、六錢—十七錢
新潟		1	1	1	113	153	266	3	無料一、
埼玉		1	1	1	60	73	133	2	十五錢
茨城		1	1	1	60	73	133	2	無料一、
栃木		1	1	1	60	73	133	2	無料二、
三重		1	1	1	60	73	133	2	無料一、
愛知		0	3	3	3,840	3,898	7,738	65	無料一、
静岡県		2	4	6	112,743	132,168	244,911	20,409	無料十、十二錢—二十錢
山梨		1	1	1	8,333	10,676	18,999	1,582	無料六、
滋賀		1	3	3	6,887	4,431	11,318	943	無料一、
岐阜		1	3	3	813	669	1,482	133	無料三、
長野		1	2	3	2,810	2,478	5,288	440	無料三、
宮城		1	1	2	1,033	1,058	2,091	177	十錢—二十五錢
宮城		1	1	2	2,058	1,995	4,053	336	無料一、十錢—二十錢

備考	計	福	愛	德	山	廣	岡	富	石	福	秋	岩
報告未着ノ爲メ昭和八年度分ヲ掲出セルモノ大阪、岩手、山口	計	岡	媛	島	口	島	山	山	川	井	田	手
	五	五	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一
	八九	一	一	二	四	二	一	一	一	二	三	三
	一五四	五	一	一	六	三	一	一	一	二	三	三
	一九、〇九七	一九、〇九七	七八五	四二	一、七六一	四、九八三	一、一四五	一、一四五	四一〇	一、一〇五	二、三三四	五、一五五
	三、二二一	三、二二一	八四八	三二	一、六六三	六、三三四	一、三三二	一、三三二	四一六	七四四	七、三八九	六二五
	四一、三〇八	四一、三〇八	一、六三三	七二	三、四二四	一一、二九七	二、四六六	二、四六六	八三六	一、八三三	一、五三	一、五三
	三、四四三	三、四四三	一三六	六	二八五	九四一	二〇五	二〇五	六九	十二錢	無料二、二十五錢	無料二、二十五錢
	二八九、七〇六	二八九、七〇六	一三六	六	二八五	九四一	二〇五	二〇五	六九	十二錢	無料一、十錢	無料一、十錢
	無料七九、	無料七九、	十錢	無料一、	無料二、	無料二、六錢—四十錢	無料一、	無料一、	十二錢	無料一、十錢	無料一、十錢	無料一、十錢
	無料四、十錢	無料四、十錢	十錢	無料一、	無料二、	無料二、十五錢	無料一、	無料一、	十二錢	無料一、十錢	無料一、十錢	無料一、十錢
	無料七九、	無料七九、	十錢	無料一、	無料二、	無料二、十五錢	無料一、	無料一、	十二錢	無料一、十錢	無料一、十錢	無料一、十錢

第四表 (其三) 借地借家調停事件數月表 (官報ニ據ル)

昭和十年	受理受數			計	既					未濟
	舊受	新受	計		其他ノ處分 ニ因ル終了	調	不調	取下	其他	
一月	一、三三三	四〇四	二、七三六	一五	一、二八八	一九	二四二	一	一、二九四	一、四三三
二月	一、四三三	一、七一九	三、一四一	二〇	一、四八〇	四八	二六一	七	一、八二六	一、三三五
三月	一、三三五	一、八三八	三、一六三	一九	一、五八八	三一	一八五	一	一、八二四	一、三三九
四月	一、三三九	一、七〇七	三、〇四六	一九	一、五〇七	三五	二〇四	二	一、七六七	一、二七九
五月	一、二九九	一、八五八	三、一五七	三七	一、六五九	三六	二二二	七	一、九五三	一、一八四

月	六	七	八	九	十	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月
一、一八四	一、三四五	一、三五四	一、五九三	一、四七四	一、四七四	一、四五四	一、五四九	一、五四九
一、七三三	一、六四〇	一、七〇八	一、八〇九	一、九四八	一、七九六	一、三三七	二、八八六	二、八八六
二、九〇六	二、八八五	二、七三三	三、四〇二	三、四三三	三、二五〇	二、八八六	二、八八六	二、八八六
一四	一〇〇	一八	二〇	三三	二四	五二	五二	五二
一、四三二	一、二四〇	九六五	一、六六三	一、六六八	一、三九二	一、三六九	一、三六九	一、三六九
二八	三三	九	二二	四三	二八	二九	二九	二九
一九五	一五三	一四四	二二二	二三三	二四九	二〇八	二〇八	二〇八
三	六	三	三	四	八	一〇	一〇	一〇
一、六六一	一、五三一	一、一三九	一、九二八	一、九六八	一、七〇一	一、六七七	一、六七七	一、六七七
一、二四五	一、三五四	一、五九三	一、四七四	一、四七四	一、四五四	一、五四九	一、五四九	一、五四九

第五表 公益市場統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

道	府	縣	經營主體別箇所數				賣上高		一ヶ月平均賣上高	
			市府縣營	町村營	其他	計	四月—九月	十月—三月		
北海道			一〇	—	—	一〇	四三三、二四一	四九九、三〇〇	九三一、四六一	七七、六三三
東 京			一〇	—	三六	四六	三、七三四、七〇〇	四、一八二、九〇四	七、九〇七、六〇四	六五八、九六七
東 京			一三	一	—	一四	一、二七八、六六九	一、二八七、二八八	二、四六五、九五七	二〇五、四九六
大 阪			六三	四	—	六六	一一、九三三、〇九六	一三、八二四、一五	二四、七四六、二二	二、〇六二、一八四
神 奈 川			八	—	—	八	五三三、八七八	五五九、九五四	一、〇九二、八三三	九一、〇六九
兵 庫			二四	一	—	二五	一、三六七、二四八	一、三八七、二八九	二、七五四、五三七	二二九、五四五
長 崎			三	—	—	三	一、二〇八、六七七	一、一六一、二七五	二、三六九、九二二	一九七、四九二
茨 城			一	—	—	一	二〇、二〇九	一一、二六〇	三三、四六九	二、六三三
奈 良			一	—	—	一	一八九、三三〇	二二二、〇八三	四〇一、四三三	三三、四五二
三 重			—	—	—	—	七、一一〇	八、五八七	一五、七〇七	一、三〇九
愛 知			三三	—	—	三三	二、〇二〇、七五三	二、二四四、四五五	四、二八五、二〇三	三五七、一〇〇

第四部 統計表

備考 報告未着ノ爲昭和八年度計上ノモノ、大阪、山口、福岡、宮崎

静	滋	長	宮	福	石	富	鳥	鳥	岡	廣	山	和	德	糸	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	計
岡	賀	野	城	井	川	山	取	根	山	島	口	山	島	川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	島	計
五	一	一	一	二	五	二	一	二	二	七	二	五	三	一	一	三	八	一	一	一	一	一	二二〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
五	二	一	四	三	六	二	一	二	四	七	五	三	一	一	一	三	八	一	一	一	一	三	二七七
一九一、〇三三	五三、三二六	七八、〇六二	五一、五四三	一〇八、二九七	一三五、五六九	九七、七九八	四、五七一	四八、九七六	一七五、四六六	一〇四、八八三	一八四、四六八	二八〇、〇四三	三六、七〇六	九、四一六	二九、二五九	二〇八、二七三	六九四、七二四	六九、九七九	四八、一五八	一八、九〇八	二六四、七六四	九一、一〇五	二五、四一九、〇九六
二〇四、一八五	五六、九八二	七八、七六七	六九、八七三	一一八、二九七	一四〇、五八七	九六、六四五	四、七六四	三八、七〇三	二二九、四六一	一一七、六五三	一八七、八六八	三三七、九八三	四〇、一五五	六、七七七	二八、四〇七	一〇四、七〇七	八〇四、四九九	八〇、〇七一	五九、九五九	一八、五〇三	二四八、四八三	九八、五六三	二七、五三〇、三三六
三九五、二〇八	一一〇、二〇八	一五六、八二九	一二一、四一六	二二六、五九四	二七六、一五六	一九四、四四三	九、三三五	八七、六七八	三九四、九三七	二二二、五三五	三七二、三三六	六〇八、〇二五	七六、八六一	一六、二三三	五七、六六六	二二二、九八〇	一、四九九、二三三	一五〇、〇五〇	一〇八、一二七	三七、四一一	四一三、二四七	一八九、六六八	五二、九三九、四三三
三三、九三四	九、一八四	一三、〇六八	一〇、一一八	一八、八八三	二二、〇三三	一六、二〇三	七七七	七、三〇七	三三、九一〇	一八、五四五	三三、〇三八	五〇、六六八	六、四〇五	一、三五一	四、八〇五	一七、七四八	一三四、九三五	二二、五〇四	九、〇〇九	三、一一八	三三、四三七	一五、八〇六	四、四二一、六三三

第六表 公益質屋統計 (社會局調)

(1)

昭 和 五 年 度	業 務 取 扱 質 屋 數	利 用 者 數	貸 付		年 度 未 現 在 貸 付 金 圓	辨 濟		貸 付 金 對 ス ル 利 子 收 入 金 圓	流 質	
			口 數	貸 付 圓		口 數	辨 濟 圓		口 數	貸 付 元 利 金 圓
昭 和 五 年 度	二六二	九六六、七四五	一、三三八	六、四七九、八五三	三、八〇九、九七二	一、二二四、四三〇	五、四〇九、七三六	三三九、八九七	六五、六七九	三三九、六五〇
同 六 年 度	三二四	一、一六四、三七五	一、四三三、〇三〇	七、二四二、三九六	三、六七五、八七八	一、二五八、一四三	六、五二五、七七〇	三九九、九三七	九九、九一五	四九五、三四五
同 七 年 度	五二〇	一、四三三、〇〇〇	一、七三二、四七六	八、四七五、〇九二	四、〇三二、二四二	一、五二七、八三三	七、四七九、七三九	四三七、八一三	一一四、一三八	五一一、〇三〇
同 八 年 度	七六五	一、八五七、八二二	二、二五四、三〇二	一一、七九六、七六三	五、二四八、〇二七	二、〇一〇、六七八	九、七五五、九八一	六五七、三三三	九八、五五八	四三九、七四二
同 九 年 度	九九九	二、三六一、三六二	二、九〇〇、八七三	一五、六九〇、二三一	八、二二三、七九四	二、四二二、〇三二	一三、八四三、五四〇	七九八、三四二	一四九、六九五	六二〇、九五七

(2) 職業別利用者數

昭 和 五 年 度	年 度 內 業 務 取 扱 質 屋 數	勞 働 者	俸 給 生 活 者	小 工 業 者	小 商 人	農 業 者	漁 業 者	其 ノ 他	計
昭 和 五 年 度	二六二	三三三、七九二	九五、七九二	一〇八、四五二	一七六、八三三	六三、三九九	三四、一三九	一四四、三四〇	九六六、七四五
同 六 年 度	三二四	三九三、七六三	一一三、八八八	一二九、五五六	二二九、五〇三	七七、五九〇	四四、九七六	一七六、一〇一	一、一六四、三七五
同 七 年 度	五二〇	四六五、〇二二	一三九、四九八	一五一、九五七	二九三、二四九	九六、〇九一	四八、四八六	二二七、七〇七	一、四三三、〇〇〇
同 八 年 度	七六五	五六七、三五五	一五四、八一〇	二〇〇、六〇〇	三九四、五三六	一四三、四八七	八六、九六四	三二一、〇九〇	一、八五七、八二二
同 九 年 度	九九九	七〇九、七八二	一八二、七四三	二五八、四三三	五〇〇、一〇一	二〇九、七七一	一一八、四七三	五〇四、二七〇	二、三六一、三六二

第七表 公設食堂統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

第四部 統計表

道	支	市	府	縣	經營主體別			利用者數		賣上金高		一食料金(錢)			
					町	村	其他	總數	平均ヶ月	總額	平均ヶ月	朝	晝	夜	
北海道					2	1	2	4	334,843	19,570	33,375	2,697	10	10	10
東北					24	1	4	28	5,627,517	468,960	578,179	48,181	15	15	15
東京					2	1	1	2	1,454,666	131,133	1,793,666	1,494	9	11	11
大阪					1	1	1	1	502,280	41,900	6,238	519	10	13	13
神奈川					3	1	3	7	1,666,022	138,840	2,515,666	2,156	15	10	10
兵庫					6	1	1	6	1,636,480	136,373	2,032,939	1,691	9	11	11
長崎					1	1	1	1	83,107	6,926	10,833	800	13	15	15
茨城					1	1	1	1	531,122	43,349	4,547	378	8	10	10
愛知					2	2	2	6	1,196,794	99,733	1,003,388	8,361	10	10	10
靜岡					3	1	1	3	331,009	27,584	40,114	3,343	10	13	13
長野					1	1	1	1	10,971	94	1,173	97	8	11	11
宮城					1	1	1	1	36,148	3,011	3,659	304	8	10	10
福島					1	1	1	1	69,862	5,823	6,991	582	8	10	10
富山					1	1	1	1	26,620	2,233	2,101	675	10	13	13
廣島					1	1	1	1	141,701	13,475	14,921	1,243	10	10	10
和歌山					1	1	1	1	587,259	48,938	62,584	5,255	11	11	11
福岡					3	1	1	3	1,692,925	141,600	37,648	3,137	10	10	10
計					53	3	3	68	10,586,296	822,191	11,544,403	96,091	20	20	20

第八表 公益浴場統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

都府縣	經營主體別			入浴人員			入浴料		
	市	町村	其他計	延一年人員	延一ヶ月人員	總一ヶ月額	平均一ヶ月額	入浴料金(錢)	
東京	四	—	四	七八〇、八三三	六五、〇六九	二〇、六三〇	一、七二九	大人二一三、小人一	
京都	五	二	七	一、八九七、五六五	一五八、一三〇	二七、七九〇	二、三二五	大人一—二、小人一	
大阪	三	六	九	四、一〇二、九五七	三四、九三三	六三、二七八	五、一八九	大人〇・八一三、小人〇・四—一・五	
神奈川	一	一	二	一三八、五四二	一一、五四五	四、四二八	三六九	大人四、小人三	
兵庫	一	—	一	七三、九九二	六、〇八三	一、〇九四	九二	大人二、小人一	
新潟	—	四	四	三三七、五二五	二八、二二六	二、〇六一	七一	大人〇・六一七、小人〇・二〇七	
奈良	六	二	四	七、八八四、八八七	六五七、〇七四	五七、七四〇	四、八一	(無料三)大人〇・五一、小人〇・四—一	
三重	—	三	三	一〇五、一九三	八、七六六	一、六〇〇	一三三	大人三、小人一	
愛知	—	四	四	七一、九〇〇	五、九九二	六四九	五四	(無料三)大人一・三、小人〇・八	
靜岡	二	—	三	二九一、六〇四	二四、三〇〇	三、四八九	二九〇	大人〇・五—二・五、小人〇・五—一・二	
滋賀	三	五	八	一、〇七四、七七八	八九、五六五	一〇、〇〇一	八三三		
岐阜	—	—	—	一〇九、五二八	九、一二七	八七三	七二		
長野	二	—	三	七九三、一一三	六六、〇九三	六、八五〇	五七〇	(無料二)大人〇・五一、小人一	
宮城	—	—	—	一三九、三三八	一一、六二二	二、七八六	二二三	大人三、小人二	
福島	九	—	九	一、〇一七、八七四	八四、八二三	三、九九九	三三三	(無料六)大人二—三、小人一—三	
岩手	—	—	—	三三、七六六	二、八二三	九三	七六	大人三、小人二	
青森	—	—	—	二一六、四三〇	一八、〇三五	二、九〇五	二四三	大人三	
秋田	三	—	四	三〇四、〇〇三	二五、三三四	二、二九七	一九一	(無料二)大人二・五—四、小人二—二・五	

石川	富山	鳥取	岡山	廣島	和歌山	徳島	高知	熊本	宮崎	沖繩	計
三	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	七
一三	三	九	五	一	五	二	二	一	一	一	九五
一五	三	二	七	一	六	二	二	一	一	一	一六六
三六七、九〇五	二三四、七六一	六九八、六五四	二九九、五八八	一二五、七三三	九四四、七七二	二四、九五〇	四一、四〇〇	八九一、八五六	二四、五三九	八〇、四八七	二三、一〇七、四五五
三〇、六五九	一九、五六三	五八、三二一	二四、九六六	一〇、四七七	七八、七三二	二、〇七九	三、四五〇	七四、三二二	二、〇四四	六、七〇七	一、九二五、六二八
五、一三六	一、一七〇	四、五二五	三三〇	二、五五六	二、六四二	六〇四	六二六	一一、四四九	四九九	二、三三八	二五四、二三六
四三八	九八	三七六	二六	二三	一、〇五三	五〇	五一	九五八	四一	一九四	二、一七五
(無料六)大人二 四、小人一一二	大人〇・六一一、小人〇・三一〇・五	大人一一二、小人〇・五一	(無料四)大人一、小人〇・五	大人二、小人一	大人〇・五 二、小人〇・三一	大人二、小人一	大人二、小人一	大人三、小人二	大人三、小人二	大人三、大人一	

第九表 隣保事業調査表 (社會局調 (昭和九年四月) 同十年三月)

備考 岩手、青森、鳥取、高知、宮崎ノ各縣ハ報告未着ニ付前年度分ヲ計上セリ

北海道	東北	東京	京都	大阪	神奈川	長崎	經營主體個所數				計	市ニ所在 スルモノ	資産	經費
							市町村	私法人	其他	計				
〇	七	二	二	八	五	一	〇	〇	二	二	二	〇	九、四五七	
二	三	三	一	一	一	一	三	二	二	七	二	三、四三五、六四九	四三九、〇四七	
二	三	二	二	三	六	一	八	二	二	二	二	一、六八一、五九一	五四八、六四四	
二	七	二	二	二	一	一	〇	二	二	六	一	一、五七、二三二	五、九六六	
二	三	二	二	三	一	一	一	一	一	一	一	四、一一〇	四、三六〇	

第四部 統計表

新	埼	群	愛	静	山	滋	長	宮	福	山	秋	福	石	島	岡	廣	山	愛	高	福	佐	宮	
潟	玉	馬	知	岡	梨	賀	野	城	島	形	田	井	川	根	山	島	口	媛	知	岡	賀	崎	
一	一	一	六	一	一	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	二	一	一	一
一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	四	一	一	一	一	二	三	二	二	一	一	一	一	一
二	二	二	七	一	一	九	二	二	三	六	一	一	一	二	四	四	四	四	一	一	一	一	一
二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
10,000	0	0	137,954	0	0	37,021	4,353	11,000	7,700	30,868	9,030	0	19,755	21,090	65,930	62,186	39,599	1,100	548,046	0	0	0	0
2,321	6,571	2,311	121,102	4,668	2,335	4,295	31,731	10,433	6,722	29,227	3,663	3,235	4,441	8,914	22,248	10,054	10,459	50	458	14,549	2,572	1,200	1,207,761

備考 計 報告未着ノ爲前年度分ヲ計上セルモノ大阪、群馬、山口、高知、福岡、宮崎

第十表 少年審判所保護處分統計 (官報ニ據ル)

刑罰法令ニ觸ル、行為ヲ爲シタルモノ	刑罰法令ニ觸ル、行為ヲ爲ス虞アルモノ	計	男	女	昭和十年 受理件數		審判不開始	訓誡	誓書	約面	保護者等ニ委託	保護團體少年ノ觀察	送致	矯正院	其他	計	其他 合計未済		
					刑法													特別法犯	
					男	女												男	女
					計	計												計	計
九、八八六	(九、一二三)	二、九六一	九、八八六	九、八八六	二、九六一	△四、〇八五	五、五七	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二、四七	(一、一二七)	四〇五	二、四七	二、四七	四〇五	△四、三五	四、二七	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二、七二四	(一、六四九)	一一、二五四	二、七二四	二、七二四	一一、二五四	△	二、七四	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二、三四	(五、三三)	五三三	二、三四	二、三四	五三三	△	一	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(二、三〇)	(二、三〇)	二	(二、三〇)	(二、三〇)	二	△	〇	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(二、一、八〇三)	(二、一、八〇三)	二、一、八〇三	(二、一、八〇三)	(二、一、八〇三)	二、一、八〇三	△	二、一、八〇三	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(一、一、六七五)	(一、一、六七五)	一、一、六七五	(一、一、六七五)	(一、一、六七五)	一、一、六七五	△	一、一、六七五	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(一、一、五九四)	(一、一、五九四)	一、一、五九四	(一、一、五九四)	(一、一、五九四)	一、一、五九四	△	一、一、五九四	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(二、三、四七七)	(二、三、四七七)	二、三、四七七	(二、三、四七七)	(二、三、四七七)	二、三、四七七	△	二、三、四七七	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(三、三、五八九)	(三、三、五八九)	三、三、五八九	(三、三、五八九)	(三、三、五八九)	三、三、五八九	△	三、三、五八九	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

備考 一、△印ハ他ノ保護處分ニ併科シタルモノニシテ外數ナリ
 一、受理件數中括弧内ハ新受理件數ヲ
 一、保護處分中其他トアルハ少年教護院送致及病院送致又ハ委託ヲ(校長訓誡ナシ)
 一、終結中其他トハ檢事ニ送致(男一)及他ノ審判所ニ送致ノ合算ヲ示ス

第十一表 起訴及刑執行猶豫者保護狀態調 (官報ニ據ル)

(1) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ保護狀態 (昭和十年)

保護者種別	起訴猶豫		刑執行猶豫		計	前年比較 (△印ハ減)		保護者ノ有無				
	男	女	男	女		計	前年比較 (△印ハ減)	保護者アル者	保護者ナキ者	計		
司法保護團體	27,501	13,324	7,289	94	24,791	△	2,581	15,933	138,858	24,791		
父母	13,234	14,333	94	10	13,338	△	333	11,543	785	13,338		
兄弟姉妹	24,372	1,433	511	10	24,883	△	3,235	14,625	10,285	24,883		
其他ノ親族	21,874	1,433	7,800	10	26,967	△	5,866	13,558	139,264	26,967		
知己故舊	13,656	1,433	144	10	13,760	△	49	12,877	883	13,760		
宗教家	2,571	40,235	7,735	23,290	39,035	△	58	5	10,983	6,377		
教育家	2,571	40,235	7,735	23,290	39,035	△	58	5	10,983	6,377		
篤志家	2,571	40,235	7,735	23,290	39,035	△	58	5	10,983	6,377		
雇傭主	2,571	40,235	7,735	23,290	39,035	△	58	5	10,983	6,377		
其他	2,571	40,235	7,735	23,290	39,035	△	58	5	10,983	6,377		
計	27,501	13,324	7,289	94	24,791	△	2,581	15,933	138,858	24,791		

(2) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ再犯狀態 (昭和十年中)

種別	再犯者	計	前年比較 (△印ハ減)		再犯ニ至ル期間					保護者ノ有無
			舊處分	新處分	一年以内	二年以内	三年以内	四年以内	五年以内	
猶豫起訴	6,336	104	△ 260	3,598	1,326	74	398	274	6,330	2,053
起訴不起訴	17,807	571	△ 675	10,458	3,960	2,007	1,091	863	18,378	6,730
計	24,143	675	△ 315	14,056	5,286	2,711	1,489	1,137	24,708	8,783
保護者アル者										
保護者ナキ者										

備考 ×印ハ少年ニシテ内數ヲ示ス

刑執行	起訴	五三五	八	五四三	四〇	二七五	一三五	九四	二九	一〇	五四三	三三〇
猶豫	不起訴	六三四	一四	六三八	九〇	二五六	一八八	二五	四六	三三	六三八	二五三
計	起訴	六、七二六	一二三	六、八七三	△三三〇	三、八七三	一、四五一	八三八	四三七	二八四	六、八七三	四、五九七
	不起訴	一八、四三二	五八五	一九、〇一六	△五六五	一〇、七二四	四、四四八	二、二三三	一、二二七	八九五	一九、〇一六	一三、〇三四
再犯當時ノ保護者別	司法保護團體		父母	兄弟姉妹	其他ノ親族	知己故舊	宗教家	教育家	篤志家	雇傭主	其他	計
起訴	四	一、二四八	一〇	四〇二	三五	一	一	三	一三五	一〇五	二、二七六	
不起訴	一四	三、六九九	五五七	一、〇四七	七八一	九	二	八	四九五	二四〇	六、九八二	

